

小山市景観計画

平成 19 年 10 月
小山市

はじめに

小山市は、昭和63年都市景観形成モデル都市の指定を契機として、平成3年に都市景観ガイドプランの策定、平成5年には北関東で初めての総合条例として小山市都市景観条例（自主条例）を制定し、市全域を対象とした大規模な建築物や工作物の届出制度による誘導や、景観形成のための各種事業を行うなど、市民や事業者の景観に対する意識の向上を図ってまいりました。

しかしながら、自主条例での取り組みでは限界もあり、国では、このような地方公共団体の景観形成の取り組みを支援するため景観法（平成16年法律第110号）を制定し、平成17年6月に全面施行となりました。

景観法（以下「法」という。）は、景観に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、「景観計画」の策定を柱として、景観計画区域内における建築等に関する制限、景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の整備や特例制度、支援の仕組み等を定めています。地方公共団体は法に基づく「景観行政団体」となり、「景観計画」を策定することにより、これまでの施策については従来通りの内容で、しかも実効力のある法に基づく施策へと移行できる仕組みとなっています。

このため、小山市は平成17年10月「景観行政団体」となるとともに、より積極的に景観形成を推進するため、これまでの景観施策の継承を基本とし、法で新たに制度化された施策を活用した「小山市景観計画」を策定することといたしました。

「小山市景観計画」は、「小山市都市景観形成基本計画」（平成10年9月策定）の内容を継承し、新たな本市の景観形成に関する基本計画（景観マスタープラン）と位置づけ、これまで市の自主条例により取り組んできた様々な景観施策をさらに発展継続し、法的な根拠を持たせるものとするとともに、新たに制度化された行為制限や景観重要建造物・樹木の指定、景観重要公共施設の指定等を位置づけます。

美しいふるさと小山の景観は、豊かな自然環境・誇れる歴史・文化の現れであり、そこに生活する人々の営みから醸成されるものであり、市民にとってかけがえのない共有財産でもあります。

本計画は、市民と行政が一体となった協働による魅力的な景観づくりを推進し後世に引き継ぐべき、美しく豊かな小山の風景の形成に資することを目的として策定するものです。

小山市景観計画 目次

第1章	景観計画の区域	1
	景観計画の区域	1
	景観計画重点地区	2
第2章	良好な景観形成に関する方針	4
	第1節 市域全域における景観形成	4
	景観形成の目標	4
	景観形成における基本的構造	5
	景観形成の基本方針	6
	景観形成の方針	
	地域の景観特性を生かしたゾーン別景観形成方針	9
	建築物等による景観形成に関する方針	12
第3章	行為の制限に関する事項	13
	市域全域における制限	13
第4章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	18
第5章	景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項	19
	景観重要公共施設の指定方針	19
	景観重要公共施設の整備に関する事項についての基本的な方向性	19
	景観重要公共施設の占用許可等に関する基本的な考え方	20
	景観重要公共施設の指定	21
	景観重要公共施設の整備及び許可に関する事項	25
第6章	良好な景観形成のための必要な事項	36
	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	36
	市民と事業者、行政の協働による景観形成の推進	37
	行政が主体となった景観形成の推進	38
	推進体制の強化	39

第1章 景観計画の区域

景観計画の区域

小山市は、東京からわずか60km、栃木県の南の玄関口に位置する面積171.61km²の市である。関東平野のほぼ中央でなだらかな台地と低地を基盤に豊かな自然を持ち、思川などの河川や地域に応じて展開する農業景観などは小山らしさを形づくる基盤となるものです。

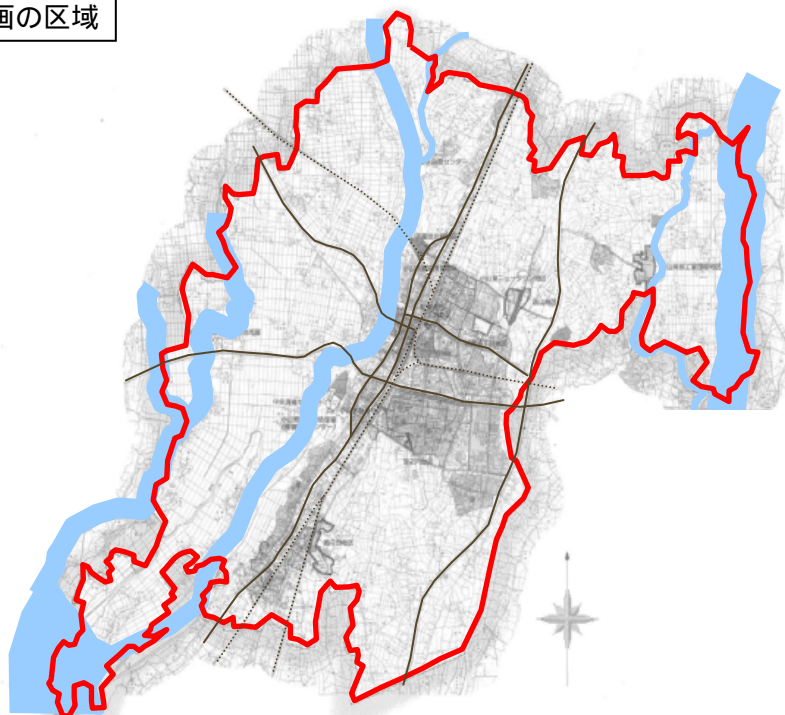
本市の歴史は中世小山氏の勢威のもと、下野の行政・文化の中心となったことに始まり、江戸時代には日光街道の宿場町として参勤交代、日光参拝による往来や、市の中心を流れる思川や巴波川を利用し北関東と江戸を結ぶ水運により発展しました。

近年は、こうした恵まれた自然環境や歴史的な基盤の上に、鉄道が開通し交通の要衝となったことにより、市街化の進行や工場などの立地が進み、北関東の拠点都市として発展してきました。このように新しく形づくられている風景とともに、永い時間の中で育まれてきた歴史的・文化的遺産や自然風土は、今日も市民の身近なところで息づき、人々の心に潤いややすらぎを与える景観として市内随所に形成されており、これらの重なり合いによって小山の景観が形づくられています。

こうしたことから、本市では、昭和63年に都市景観形成モデル都市の指定を受け、ハード・ソフト両面からの都市景観の形成に着手しました。平成6年4月には都市景観条例を施行し、また、平成10年には、条例に基づき、本市の景観形成に関する考え方を明らかにするものとして、既定の都市景観ガイドプランを基本とした「都市景観形成基本計画」を策定し、18年にわたって、全市を対象とした、一貫した総合的、計画的な景観形成に取り組んできました。

今後も、このような景観形成の取り組みを継続させ、さらに誇りと愛着の持てる、魅力的で美しい都市として次世代に引き継いでいくため、**景観計画区域を小山市全域**とし、全市域で景観形成を進めます。

景観計画の区域



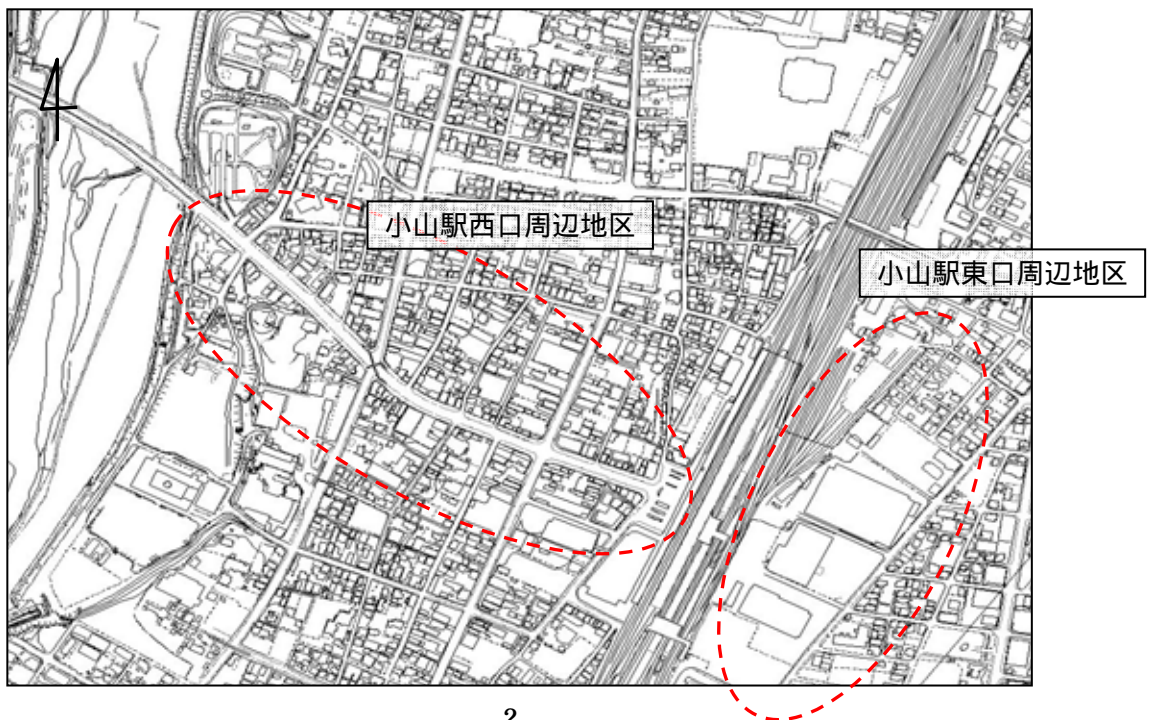
景観計画重点地区

景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区について、景観法に基づく区域区分を行い「景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）」を定めます。重点地区は、地域住民等の意見を聴きながら、地区の現況や課題をふまえた景観形成方針を示し、地区独自のよりきめ細やかな景観形成の基準を設けることにより、より良い景観誘導を図っていきます。

区域内においては、建築行為等において、規模に関わらず、事前に届出が必要となり、景観計画に沿った指導・助言が行なわれます。

まず、小山市として重要かつ緊急性の高い「小山駅西口周辺地区」「小山駅東口周辺地区」を重点地区候補地とし、他の重点地区については、今後小山市地区まちづくり条例に基づく活動などで地域住民の主体的な景観形成への取り組みが行なわれている地区について、活動の広がりを見ながら、地域の特性に応じた地区別の景観形成方針や基準を本景観計画に位置づけていきます。

重点地区候補地	地区の概況	
小山駅西口周辺地区	小山駅は鉄道交通の要衝にあり、北関東の拠点都市の玄関口となっている。このため、駅周辺地区は本市の玄関口にふさわしい景観形成が求められている地区	小山駅西口周辺は、駅前広場とそれを囲む沿道建物の周囲を指し、多くの人々が日常的に利用する都市空間である。また、小山市の玄関口として、来街者の多くがまず目にして小山の第一の印象を決定づける景観であることから、本市にとっても最も重要な景観形成エリアである。
小山駅東口周辺地区		小山駅東口周辺は、現在小山駅周辺都市再生事業により新たな駅前広場が計画されており、新しい小山の玄関口として小山の輝く未来を象徴するイメージを持った景観が期待されている。



候補地指定の経緯と方向性

【小山駅西口周辺地区】

小山駅西口周辺は、小山市の玄関口として、また歴史的資源や自然資源である思川へ導く入口としてふさわしい景観形成すべき重要な位置にある。市街地再開発事業やシンボルロード（祇園城通り）の整備事業等により新たな駅前商業核の形成などにぎわいの空間を形成してきたが、駅前広場空間は、市の玄関口としての魅力や風格の乏しい景観となっている。

このようなことから、建築物等の色彩と屋外広告物の形態意匠の誘導を基本とした、小山市の中心地として、また北関東の玄関口としてふさわしい地域として誇れる街並み景観の形成を図っていく。



【小山駅東口周辺地区】

小山駅東口周辺は、現在小山駅周辺都市再生事業により新たな駅前広場が計画されており、来街者をもてなし、人が集う落ち着きと風格のある緑豊かなシンボル空間として、誇りをもって次世代へ継承できる新しい小山の輝く未来を象徴するイメージを持った景観が期待されている。

このようなことから、建築物等の色彩と屋外広告物の形態意匠の誘導を基本とした、小山市の新都市としてふさわしい、魅力と活力と風格のある景観の形成を図っていく。



第2章 良好な景観形成に関する方針

第1節 市域全域における景観形成

景観形成の目標

小山を代表する思川の風景をはじめ、小山の個性と景観の土台となる豊かな自然環境と市街地が調和した市民がこちよいと感じられる、市民の手による魅力的で個性的な小山の風景の形成を目指すため、

うるおい、やさしさ、そして美しく住めるまち。市民の手による風景づくり
を都市景観形成のテーマとし、その実現のため4つの目標を掲げる。

目標1 小山風景の基盤である自然と歴史・文化を大切にす

小山の自然は、思川をはじめとする大きな3つの川（思川、鬼怒川、巴波川）や、河岸の緑と平地林、良好な農地帯、すばらしい自然環境が残っている。これらは、思川沿いを中心に古代から現在に至る人々が築き上げた足跡であり、小山風景の最も大事な基盤である。

これらがつくり出す風景は小山らしさを感じさせるとともに、都市生活のアメニティ資源として日常空間にうるおいややすらぎを与え、かつ人間だけでなく豊かな生態の安定と良好な環境の維持につながる。またそれは、小山市民に小山のこころを植えつけた重要なものであり、これからも大切にし、小山の景観を形成していく。

目標2 人にやさしくわかりやすい都市景観を形成す

小山は地形的にわかりやすい骨格をもっているが、その上に展開する都市空間の構造は必ずしもわかりやすく、近づきやすい構造とはなっていない状況である。

したがって、各土地利用や場所の特性に合わせた空間形成を図り、思川と日光街道の南北軸に加えて東西の都心景観軸を中心に都市構造を明確にしていく必要がある。さらにそれを補完するまちの軸となる通りやまちのポイント（結節点）となる部分のデザインに力を入れ、加えて広場やオープンスペースの適切な配置等により、わかりやすくメリハリのある市街地の都市景観を形成する。

また、それら都市景観の基本的構造を形成するにあたって、高齢化社会に対応し、あらゆる人や生き物が安全で快適にらせるよう、人や環境にやさしいまちづくりを実践していく。

目標3 自然の豊かさが享受できるこちよい市街地を形成す

小山は市街地周辺において比較的豊かな自然を有しているが、市街地内では一部を除いてその豊かさを感じる事が少ない状況である。

従って、市街地内に点在する社寺の豊かな緑を保全しながら、街路樹や公園の整備、生垣や敷地内緑化等により市街地内の緑を育成し、水や緑といった緑のネットワークを形成する。また自然の豊かさがもたらす、健康的で心地よい都市生活を日常生活に体験できる環境をつくり出す。

目標4 市民の手により小山らしいまちを形成す

都市景観とは、人々の環境への様々な働き掛けの積み重ねとして生み出されたものである。環境への働き掛けは、市民一人ひとりの美意識や価値観あるいは都市環境に対する共同生活体として認識の度合いや文化的熟度などが、その都市景観の質を大きく左右することになる。

このため、行政主導型のまちづくりだけに頼ることなく、市民自ら都市景観に対する市民意識を高め、積極的な市民活動や市民の合意に基づく都市景観形成を進めていく。

これによって市民自ら小山らしさを考え、発掘・育成し、誇りを持てる美しい小山の風景が見いだすことができる。

景観形成における基本的構造

本市の景観の基本的構造を表現すると、以下の4点が特徴といえる。
これら景観の軸や核、ゾーンの特性をさらに明確化してメリハリのある景観の構造を形成する。

小山らしさのある景観の骨格を形づくる2つの景観軸

- ・ 思川と日光街道 - 自然と歴史の景観軸（南北の軸）
- ・ 小山駅を中心とする東西の通り - 新しい小山を形づくる（現代～未来に至る）都心景観軸（東西の軸）

小山の顔となる都心・副心地区の魅力化による、都市景観形成の核

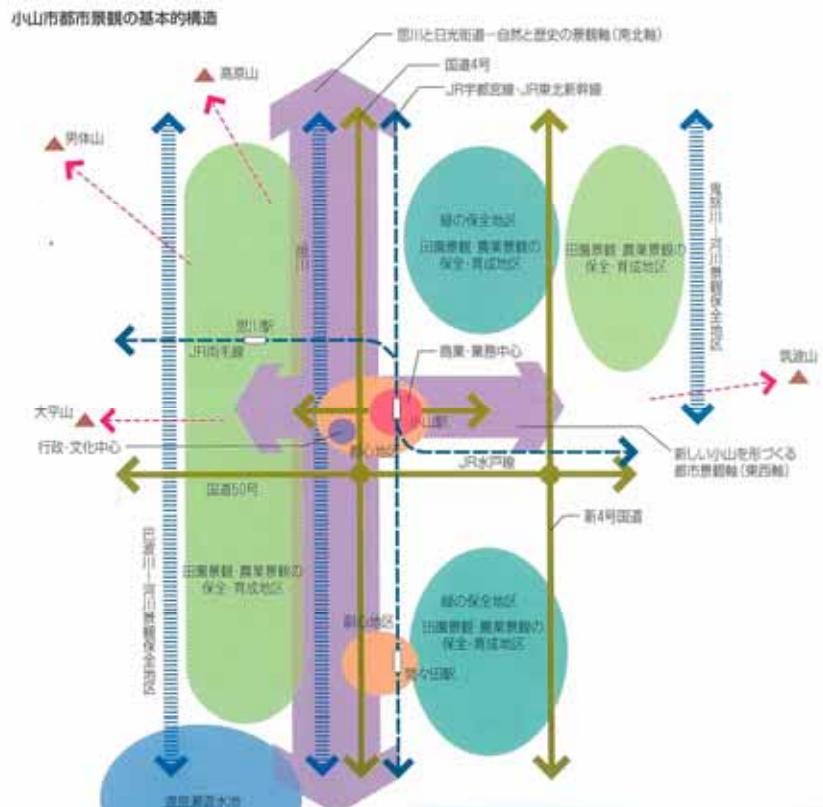
- ・ 小山駅周辺地区 - 都心地区
 駅西地区（小山の商業・行政・文化の中心）
 駅東地区（新市街地の中心）
- ・ 間々田駅周辺地区 - 副心地区、サブ拠点

特徴的な小山への導入空間

- ・ 広域幹線道路、鉄道 - アプローチ景観軸

市街地周辺の平地林と農地及び河川等の自然環境の保全ゾーン

- ・ 平地林 - 緑の保全地区
- ・ 農地と集落 - 田園景観・農業景観の保全・育成地区
- ・ 思川、鬼怒川、巴波川 - 河川景観保全地区



景観形成の基本方針

景観形成の目標と景観の基本的構造を踏まえ、小山市全域に共通する景観形成の基本方針を定める。

小山風景の基盤である自然と歴史・文化を大切にす

(1) 3つの河川の清流と景観を守る

豊かな自然環境を有し、小山のメインストリートの性格を有する思川をはじめ、鬼怒川、巴波川3つの主要河川の清流と景観を守るため、保全地域の指定や生態系に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間の整備など、都市の中のアメニティ資源として保全と活用をバランスさせていく。

(2) 思川沿いの河岸の緑を守り歴史・文化を継承していく

思川沿いの河岸の緑を保全するとともに点在する歴史・文化を継承し結びつけることにより、市民の心のよりどころである思川が育んできた自然や歴史・文化の大切さを身近に感じられるような景観形成を図る。

(3) 市街地をとりまく平地林と田園風景を大切にし、育てる

市街地をとりまく平地林の緑と田園景観は、河川とともに多種の生物が棲息する貴重な自然資源であり、また人間にとっては都市生活に緑のやすらぎやうるおい、憩いを与えるアメニティ資源となっているなど、地域環境の視点とともに地球環境の視点から都市の持続的発展を可能とするよう、これらの資源を大切にし、育成する。

(4) 都市内に点在する歴史的資源を保存し活用する

市街地内に点在する日光街道の宿場町や造り酒屋などの遺構や資源は、思川沿いの歴史・文化資源とともに貴重なものであることから、それら資源の発掘に努め、都市空間の中に再生し小山らしさのある景観形成を図る。

人にやさしくわかりやすい都市景観を形成する

(1) 軸となる通り景観の形成を図る

小山市と周辺都市を結ぶ小山駅前通り、駅東大通り、県道粟宮喜沢線（旧日光街道）、国道4号、新4号国道、国道50号、およびその他まちの軸となる通りは、都市の景観骨格であるとともに、車社会の中で生活の動脈として重要であることから、沿道空間の特性に応じた良好な道路景観の形成を図る。

(2) 魅力ある都心・副心地区を形成する

小山駅前商業地、市役所を中心とする行政・文化中心地区は、都心地区として、また間々田駅周辺地区は副心地区として、小山の顔や地域の拠点として魅力的で活力のある都市景観を形成する。

(3) まちのポイント（節）となる部分の魅力化を図る

公共建物とその周辺、社寺周辺、橋と橋のもと、および小山市の出入口などは、まちを知り、記憶に残る足がかりとなるためこれらを特徴づけた景観整備を図り、都市の中にポイント（節）をつくる。

(4) 人にやさしい歩行者空間を形成する

歩道と街路樹の整備、歩行者専用道路の整備など、障がい者や子供から大人まで全ての人々が安全で楽しく快適に歩ける歩行者空間のネットワークを形成する。

(5) 憩いと交歓のある広場をつくる

軸となる通り沿いや歩行者空間のネットワーク上にポケットパークや広場を設け、都市にやすらぎとうるおいを感じる景観形成を図る。

(6) 景観を阻害しているものを整序する

広告、電柱、架空線など景観を阻害しているものを改善し、美しいまちなみの形成を図る。

自然の豊かさが享受できるこちよい市街地を形成する

(1) 思川沿いと市街地内の緑を守り育てる

市街地内の境内や樹林地等の良好な緑を守り育て、周辺部の思川や河川緑地、樹林地などの緑と連坦させ、鳥や蝶が飛び交い、小動物が住み続けられるような、自然と共生した緑豊かな市街地を形成する。

(2) 街路樹と公園を整備する

公共空間でまず積極的に街路樹や公園の整備を図り緑を創出し、既存の境内等の緑や宅地の緑、そして隣接する思川の緑を結ぶ緑のネットワークを形成し、うるおいのある景観形成を図る。

(3) 小山らしさのある住宅地景観を形成する

生活空間に緑のうるおいとやすらぎがあり、健康的な生活が営めるような景観をつくっていくために、塀の生垣化や敷地内緑化を推進し、小山らしさのある自然環境と調和・融合した住宅地景観の形成を図る。

(4) 工場地と自然環境や住宅地の調和を図る

工場地や工業団地の敷地内緑化やブロック塀・フェンスをセットバックさせて境界部分を緑化するなど、周辺の自然や住宅地と調和した工業地景観の形成を図る。

(5) 農地や平地林と調和した集落景観を守る

市街地周辺に広がる農地や平地林、それらと調和した集落景観を保全・育成する。

市民の手により小山らしいまちを形成する

(1) 市民一人ひとりが「自然や市街地内の緑を大切にする」、「ゴミを落とさない」といった日常の約束ごとを確認し、守っていく

市民一人ひとりが「自然や市街地内の緑を大切にする」、「ゴミを落とさない」といった日常の約束ごとを守り、あるいは皆でつくり、自分たちのまちを自分たちの手できれいにするという意識を広め、活動する。

(2) 「小山らしさ」、「小山らしいまちの美しさ」など、まちの個性や美に対する市民の共通の認識や価値観を形成していく

「小山らしさとは何か」、「何を美しいとするか」など、市民が共通の認識や価値観を持ち、良好な景観形成に向けて積極的に参加していくといった市民意識の高揚を図る。

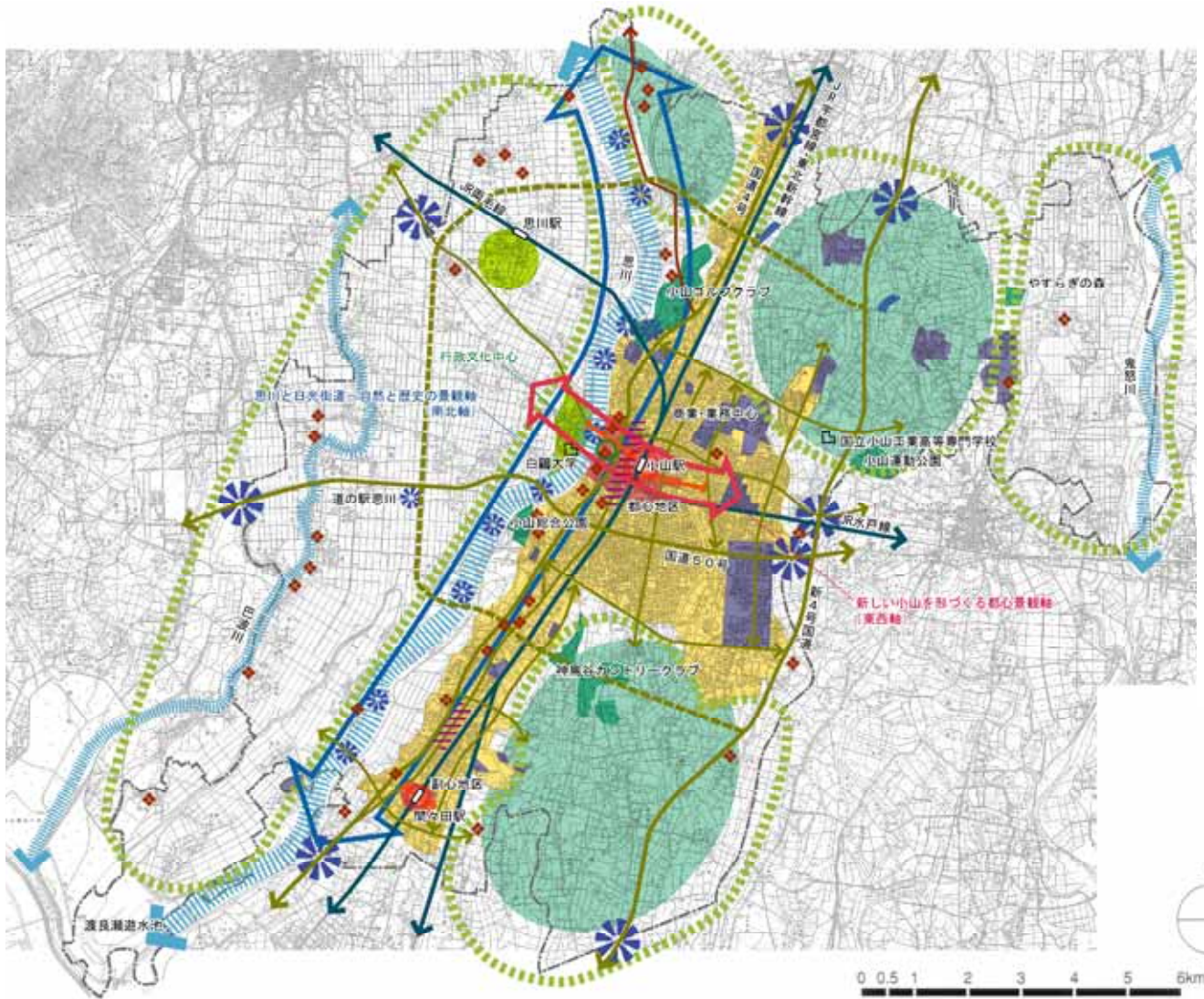
(3) 企業としての社会的責務を果たす

小山にある企業は市民の一員であり、「小山に立地するためには景観に対する特別の配慮が必要である」という認識を持ち、企業の誇りとしてまた企業イメージ向上の一環として周辺環境へ配慮し、良好な都市景観形成に積極的に取り組むなど、企業の自主的な景観形成を推進する。

(4) 市民が主体となったまちづくりを推進する

地域の美化活動やまちづくりへの取り組みなど景観に関する市民が主体となった活動を積極的に推進する。そのため行政もこれらを推進する人材の育成や、市民の自主的な活動に対するアドバイスや情報、技術、資金など多角的側面から支援を図る。

景観形成基本方針図



<凡 例>

	河川環境の保全と活用		魅力ある都心・副心地区の景観形成
	沼や池の環境の保全と活用		まちのポイント(節)となる部分の魅力化
	歴史的資源の保全と活用		自然の豊かさを享受できる市街地の形成
	日光街道・宿場町の面影の再生		自然や住宅地に調和した工業景観の形成
	軸となる通り景観の形成		田園景観の保全・育成
	外環状道路(構想)		周辺の田園景観と調和した集落整備
	レクリエーション施設		平地林の緑の保全

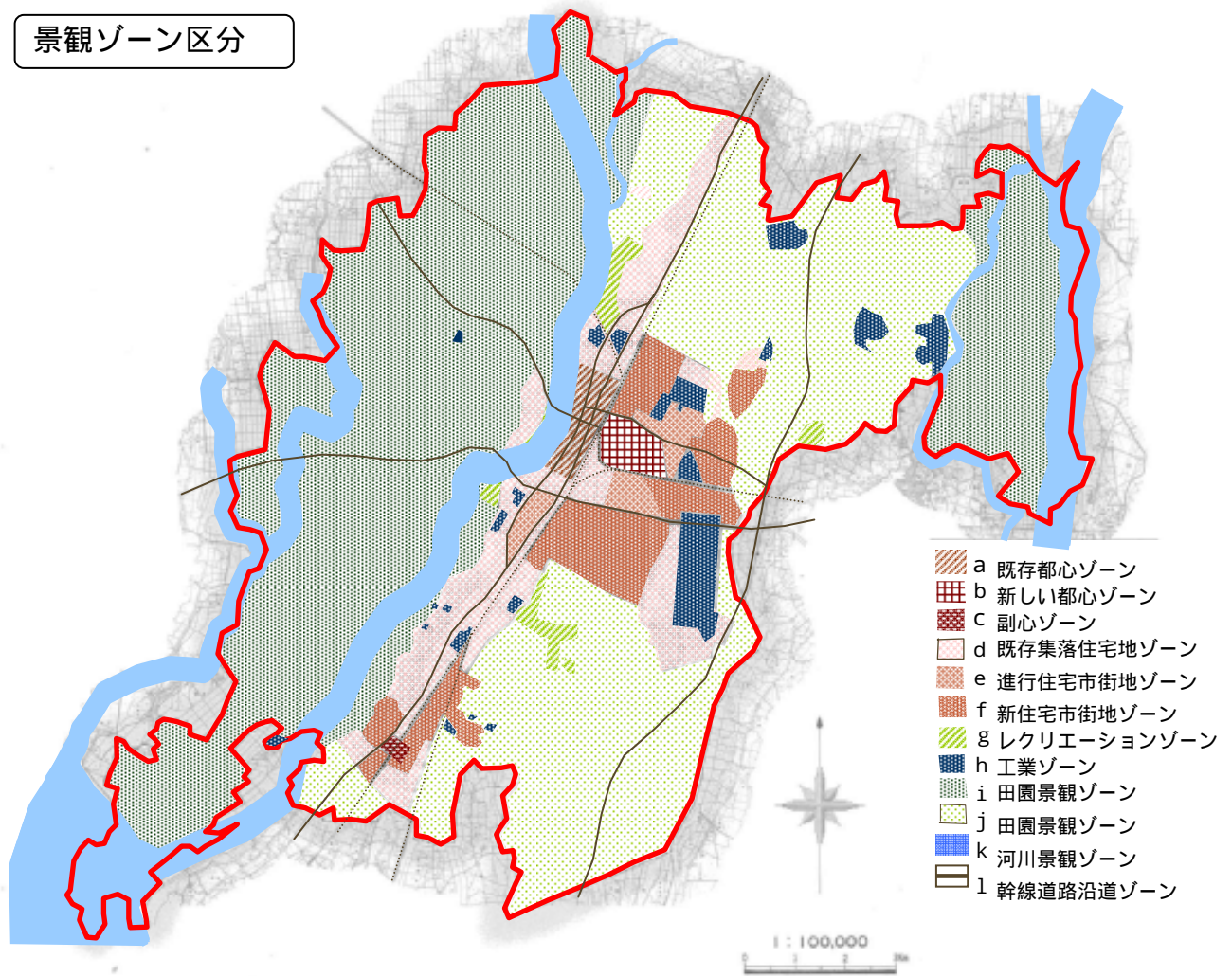
景観形成の方針

小山市の地域の景観特性を生かしたゾーン別景観形成方針

景観計画区域における景観形成の方針は、小山市都市景観形成基本計画における景観形成のゾーン別景観形成特性を踏まえ、各地域の景観形成の方針を定める。

- ・市域を12ゾーンに区分し、ゾーン別の景観を形成する上での基本的な考え方とその方針を以下の通りとする。
- ・市域における届出対象行為はこれらゾーンの方針に沿って計画・事業を行なうものとする。

景観ゾーン区分



ゾーン別景観形成方針

ゾーン区分	基本的な考え方	景観形成方針
a 既存都市ゾーン	小山の中心地としてふさわしい、魅力と活力と風格のある景観を形成する。特に駅前には、再開発ビルや、シンボルロード（祇園城通り）、県道栗宮喜沢線の整備に合わせて、個性的でシンボリックな空間を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> 魅力的な商業空間の形成 小山城址、日光街道沿いの歴史的建物、社寺等歴史的資源の保全・活用 小山駅前通り（シンボルロード〔祇園城通り〕）、県道栗宮喜沢線・小山結城線、国道4号の通り景観の形成 駅前広場、公共建物およびその周辺の魅力化 安心して歩ける歩行者空間の形成 憩いと交歓のある広場の形成 景観を阻害しているものの整序 市街地内の緑の育成 街路樹と公園の整備
b 新しい都心ゾーン	駅前工場跡地の土地利用転換を契機に、適切な市街化誘導により新しい小山の顔として、先端的なイメージの魅力的な景観を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> 新しい都心にふさわしい商業・業務機能の集積 駅東大通り、小山東通りの通り景観の形成 駅前広場、公共建物およびその周辺の魅力化 安心して歩ける歩行者空間の形成 憩いと交歓のある広場の形成 景観を阻害しているものの整序 市街地内の緑の育成 街路樹と公園の整備
c 副心ゾーン	地域の拠点として、間々田らしさを感じさせる景観を形成するとともに、賑わいのある整ったまち並みを形成する。	<ul style="list-style-type: none"> 副心にふさわしい機能の集積 間々田駅前通り、間々田駅東線、国道4号の通り景観の形成 駅前広場、公共建物およびその周辺の魅力化 安心して歩ける歩行者空間の形成 憩いと交歓のある広場の形成 景観を阻害しているものの整序 市街地内の緑の育成 街路樹と公園の整備
d 既存集落住宅地ゾーン	歴史的建物等の保全・修景など、良好な景観資源を活かして、古くからの市街地としての風格を確保しつつ、道路整備等に合わせて沿道緑化・修景により、美しく整ったまち並みを形成する。	<ul style="list-style-type: none"> 小山らしさのある住宅地景観の形成 遺構や日光街道の歴史的建物、社寺等の保全・活用 国道4号、県道栗宮喜沢線の通り景観の形成 公共建物およびその周辺の魅力化 安心して歩ける歩行者空間の形成 憩いと交歓のある広場の形成 景観を阻害しているものの整序 市街地内の緑の育成 街路樹と公園の整備
e 進行住宅市街地ゾーン	地域の特性に合わせて、地域に親しまれ、個性ある住宅地景観の形成を誘導する。また敷地内緑化を推進するなどの修景により景観向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 小山らしさのある住宅地景観の形成 小山用水路景観の保全・活用 小山東通り、城東線、県道小山結城線の通り景観の形成 公共建物およびその周辺の魅力化 安心して歩ける歩行者空間の形成 憩いと交歓のある広場の形成 景観を阻害しているものの整序 市街地内の緑の育成 街路樹の整備

f 新住宅 市街地ゾーン	基盤整備、建物更新・新築に併せて、新しい小山の良好な住宅地として、わかりやすく美しく個性的な住宅地景観を形成する。そのため、施設立地前から景観のルールづくりを積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小山らしさのある住宅地景観の形成 ・小山用水路景観の保全・活用 ・小山東通り、城東線、県道小山結城線、喜沢中久喜線、平成通りの通り景観の形成 ・公共建物およびその周辺の魅力化 ・安心して歩ける歩行者空間の形成 ・憩いと交歓のある広場の形成 ・景観を阻害しているものの整序 ・市街地内の緑の育成 ・街路樹の整備
g レクリエーションゾーン	広域的なレクリエーションゾーンとしての特徴をさらに高め、思川流域の自然環境など周辺と調和した緑豊かなレクリエーション空間として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・思川沿いの河岸の緑と歴史・文化との調和 ・平地林や田園景観との調和 ・2つの拠点（思川温泉、小山ゴルフクラブと小山運動公園）を結ぶ喜沢中久喜線の通り景観の形成 ・小山総合公園の整備
h 工業ゾーン	工場施設・塀・柵の美化や沿道の緑化・修景の推進により、周辺環境と調和のとれた工場景観の形成と、工場地のイメージアップを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・工場地と自然景観や住宅地との調和 ・景観を阻害しているものの整序 ・安心して歩ける歩行者空間の形成 ・街路樹の整備 ・工場施設の美化 ・敷地内緑化（緩衝緑地帯の整備・保全）
i 田園景観ゾーン	貴重な自然資源である水田と鎮守の森や屋敷林などの緑と集落景観を保全し、広がりのあるのどかな田園景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構などの歴史的資源の保全・活用 ・広がりのある水田、用水路の保全 ・鎮守の森や屋敷林など集落内の緑の保全・育成 ・田園景観の保全・育成 ・安心して歩ける歩行者空間の形成 ・街路樹と公園の整備 ・景観を阻害しているものの整序
j 田園景観ゾーン	貴重な自然資源である平地林と農地および集落景観を保全し、良好な田園景観と緑地景観を保全する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平地林の保全・育成 ・遺構などの歴史的資源の保全・活用 ・農地、小山用水路の保全 ・集落内の緑の保全・育成 ・田園景観の保全・育成 ・景観を阻害しているものの整序 ・安心して歩ける歩行者空間の形成 ・街路樹と公園の整備
k 河川景観ゾーン	治水対策に配慮しつつ、良好な河川等の自然環境を保全する。また、小山の景観の骨格としてさらに特徴づけるため、河岸緑地の景観を活かしつつ、沿岸施設や構築物などを自然と調和するよう修景を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の清流と景観の保全 ・河岸の緑の保全・育成 ・自然堤防の保全と自然環境と調和した護岸整備 ・橋およびそのたもとの魅力化 ・親水性の確保 ・渡良瀬遊水池などの歴史的・自然的資源の保全・活用 ・景観を阻害しているものの整序
l 幹線道路沿道ゾーン	他市町村境界付近でのゲート効果を活用した修景や、沿道緑化、沿道施設・看板等の景観コントロールなど、周辺都市からのメインアクセス道路として、市民だけでなく来訪者にとっても印象深い個性的な沿道景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの出入り口の魅力化 ・景観を阻害しているものの整序 ・街路緑化等による道路空間の個性化 ・歴史的資源の保全・活用 ・平地林や農地の保全・育成

建築物等による景観形成に関する方針

大規模な建築物等は遠くからでも目につきやすく都市の景観形成において大きな影響を与えるため、大規模建築物等が目指すべき景観形成の方針を定める。

(1) 大規模建築物等全体の景観形成方針

大規模建築物は街並み形成のリーダーとして、小山の景観形成の先導的な役割を果たすものとする。

地域景観の特性と調和し、地域景観の個性を引き立てるものとする。
 まちのランドマークとなるよう、特徴づけや魅力化を図る。
 周辺景観の時代性を表現する形態意匠を工夫する。
 立地する場所との関係性を読み込んだ建築等の計画とする。
 建築の形態意匠や敷地境界部のしつらえは、隣接する敷地をはじめ、周辺へのやさしさや気配りの感じられるものとする。

(2) 大規模建築物等の用途別景観形成方針

住宅	<p>うるおいを感じ、ゆとりと落ち着きのある街並みづくりを目指す。</p>
	<p>周辺の戸建て住宅等との関係に配慮する。 沿道や隣接敷地等の境界部については特に配慮し、生垣・フェンス等、前庭空間の植栽など、建築を引き立て、周辺にうるおいを与え、落ち着いた風景を創り出すために緑化のデザインを工夫する。 エントランスや駐車場の配置、屋根の形態、色彩等の周辺との調和など、入り口や周辺からの見え方に配慮したデザインとする。</p>
商業・業務施設	<p>賑わいを感じる風景とともに、一定の秩序をもって風格のある風景を形成する。</p>
	<p>屋根の形態や壁面の仕上げ、低層部のデザイン、色のポイント（節）となる部分では建築物を特徴づけ、魅力的な街並みとなるようデザインを工夫する。また、街角となる場所を引き立てるデザインとする。 壁面後退や緑化等、公共空間とともに快適に歩けるよう、歩行者空間を豊かにする工夫をする。 住居系用途地域等住宅地内の商業施設は、駐車場の配置や屋外照明等、周辺との関係に特に配慮する。</p>
工場・倉庫	<p>周辺景観に違和感や圧迫感を与えない、親しみやすい工業地の風景を形成する。</p>
	<p>屋根の形状や壁面、設備類、工作物の色彩の工夫により、ヒューマンスケールの創出に配慮する。 敷地外周部には、他の用途との急激な変化を和らげる緩衝帯として四季感のある緑地を設けたり、塀やフェンスを工夫する。</p>

第3章 行為の制限に関する事項

市域全域における制限

届出対象行為（法第16条第1項）

景観計画区域内において、以下の規模に該当する行為については、景観法第16条第1項に基づく届出を行なうものとする。

規模	行為
《建築物》 1 商業地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域。以下同じ。） 次のいずれか 階数が6以上 高さが18mを超えるもの 2 近隣商業地域 次のいずれか 階数が5以上 高さが15mを超えるもの 3 準工業地域又は工業地域 次のいずれか 階数が4以上 高さが12mを超えるもの 4 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域 次のいずれか 階数が4以上 高さが10mを超えるもの 5 1～4を除く市街化区域及び市街化調整区域（都市計画法第7条に規定する区域区分。） 次のいずれか 階数が4以上 高さが12mを超えるもの 6 建築面積が1,000㎡を超えるもの	新築、増築、改築 若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
《工作物》 1 高さが5mを超える垣、柵、塀、金網、擁壁その他これらに類するもの 2 高さが15m又は築造面積が1,000㎡を超えるアーケード、立体駐車場（建築物に該当するものを除く。）、コースター・ウォーターシュート・メリーゴーランド等の大型遊戯施設、製造施設及び貯蔵施設 3 高さが15mを超える装飾塔・記念塔等、高架水槽・サイロ・物見塔等、街灯・照明灯等、鉄筋コンクリート造の柱・鉄柱・木柱（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）広告物等その他これらに類するもの 4 高さが20mを超える電線路又は空中線の支柱物 5 高さ5m又は延長30mを超える橋りょう、高架道路、高架構造物その他これらに類するもの	新設、増築、改築 若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
《開発行為》 土地の区域面積が50,000㎡を超える開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。）	

特定届出対象行為（法第17条第1項）

の届出対象行為のうち、以下のものを景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為とする。

建築物・工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠に関する基準

(法第8条第3項第2号イ関係)

1. エントランス(玄関)	
基準	<p>玄関とわかるよう、ゆとりと潤いが感じられる空間を演出することとし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>植栽を施すなど、潤いのある空間となるように努める。 車や歩行者の動線を考慮して十分な空間が確保できるよう開放的なエントランス空間とする。 上記の他、以下の点に配慮する。 ・街並みとしての調和に配慮しながら、親しみやすいエントランス空間の演出を図る。 ・ゲート空間や特徴ある舗装デザインなどにより入り口らしい空間を工夫する。</p>
2. 駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場	
基準	<p>通りから目立たないようにしたり、周辺景観になじむよう工夫することとし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>駐車場・駐輪場、サービスヤード、ゴミ置場は、通りから目立たないような配置の工夫や植栽(高さは駐車場の場合、車のボンネット以上。)を施すなどデザインに配慮する。 駐車場の出入口は配置や誘導サインに留意し、歩行者との動線が極力重ならないよう配慮する。 上記の他、以下の点に配慮する。 ・青空駐車場の場合、芝ブロックなどにより、平坦な空間に変化をつけると同時に環境に配慮した工夫を行う。 ・立体駐車場は、壁面の分節化や低層部の仕上げ材の工夫、緑化修景などによって周辺建物との違和感がないよう気をつける。 ・ゴミ置場は、回収方法を考慮しながら囲いの形やボックスなどのデザインを工夫し、建物の素材や色彩との一体感にも配慮する。また、床や壁材は管理の容易な汚れにくい素材を使用する。</p>
3. 塀・フェンス・擁壁	
基準	<p>極力自然素材を用い、植栽などにより圧迫感のない柔らかな境界空間の演出を行うこととし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>通りに圧迫感を与えないよう道路境界線に面する部分はできるだけ生垣を設ける。また、柵を必要とする場合は、透過性の高いフェンスとし、植栽を併用する。 やむを得ず擁壁やブロック塀を設置する場合は、高さを極力抑え(地盤面から高さ1.2m以下)、同時に道路側に植栽帯を設けたり、石材や表面に凹凸のあるブロックなど、大壁面を単調とせず陰影を表現する。 法面は緩やかな傾斜とし、できるだけ緑化に努めることとする。 フェンスの色彩は、暗色(ダークブラウンが望ましい。明度と彩度がそれぞれ、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(以下「マンセル値」という。)マンセル値3.0以下とする。)に抑え、目立たないようにする。ただし協議により建築物と一体の色調とすることもできる。</p>

4. 前面空地、壁面後退(セットバック)

基準	<p>空間の奥行きや秩序を保ち、ゆとりと潤いのある街並みを形成することとし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>通りの歩行者空間が狭い場合は、道路に面する部分をセットバックし歩道状空地として活用し、公共と民間が協力してゆとりある空間を生み出す。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ歩行者が快適に感じるようなポケットスペースなどを創出する。 ・大規模敷地では周辺の歩行者動線に配慮して敷地内にセミパブリックな通り抜け空間を検討する。 ・採光や通風、ゆとり空間の創出のため、隣地から一定の空間を確保するよう努力する。 ・壁面後退部分を歩行者空間として利用する場合は、歩道との連続性を考え、舗装材やストリートファニチュアのデザインに配慮する。 ・わかりやすさのために特徴づけが必要な主要道路の結節点では、街角広場やシンボルトリーなどの演出を検討する。 ・壁面後退部分はできるだけ駐車場として利用せず、やむを得ず設置する場合は緑化修景を施す。
----	--

5. 屋根の形態と色彩、スカイライン

基準	<p>周辺景観との調和を図った色彩とすることとし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>自然景観となじむよう、マンセル値による明度と彩度がそれぞれの3以下の落ち着いた色彩を用いる。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する建物と色彩や素材が調和するよう心がけ、まとまりのある街並みをつくる。 ・屋根の色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮する。 ・主要道路の結節点にある建築物で目立たせる効果を考慮すべきものについても、周辺景観との調和に配慮する。 <p>街並みに配慮したスカイラインとすることとし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>沿道の連続性が重視される通りに面している場合は、隣接する建物と調和するような形態とする。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背景の自然景観を活かした形態やスカイラインとする。 ・住宅系用途地域内では、戸建て住宅との調和に配慮した形態（傾斜屋根等）とする。
----	---

6. 外壁の色彩と仕上げ材

基準	<p>風土を反映した外壁の色彩を基調とすることとし、以下の基準に適合したものとする。</p> <p>建築物等の外壁における色彩は、次に掲げる色彩かつ周辺の景観に調和した色彩とする。</p> <p>マンセル値による色相がR及びY Rの場合は、マンセル値による彩度6以下の色彩</p> <p>マンセル値による色相がYの場合は、マンセル値による彩度4以下の色彩</p> <p>マンセル値による色相がG Y、G、B G、B、P B、P、R Pの場合は、マンセル値による彩度2以下の色彩</p> <p>ただし、表面に着色を施していない素材を使用する場合、または、見付面積の5分の1未満の範囲内で使用される部分の色彩、または、市長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランドマークとなる必要性のある建物についてはポイントとして特徴のある色彩や素材を用いることも検討する。 ・歴史資源のある地区や自然に囲まれた場所においては特に素材の選択に配慮し、地区の特色に根ざしたものを活用するよう検討する。 ・明度や彩度は、周辺や背景との差をあまり大きくしないよう配慮する。 ・長く親しまれることを考慮して経年変化を意識した仕上げ材や色彩を用いる。
----	--

	<p>大壁面を避け、分節化を図ることとし、以下の基準に適合したものとす。</p> <p>単調な大壁面の連続性をさげ、雁行配置や壁面に凹凸をつけるなど陰影のあるデザインとなるよう工夫する。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層と中・高層部で色調を変化させる。 ・周辺の景観に配慮しつつ、窓や庇のデザインを特徴づけたり、アクセントカラーを用いたりする。
--	---

7. 低層部のデザイン

	<p>街並みの連続性やヒューマンスケールに配慮したデザインとすることとし、以下の基準に適合したものとす。</p>
基準	<p>沿道建築物で連続性が重要となる場所では、低層部の階高や見切り線をそろえるなどアイレベルでの見え方を配慮して効果を高める。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目にとまりやすい部分は特にきめ細かいデザインとすることなど、歩行者の感覚にあった身近で親しみのもてるスケールとなるよう工夫する ・植栽を工夫するなど歩行者が楽しめる演出を施す。

8. 窓・ベランダ・バルコニー

	<p>通りからの見え方に配慮し、窓辺を美しく演出することとし、以下の基準に適合したものとす。</p>
基準	<p>室外空調機などの付帯設備を設ける場合は、通りから見にくい場所に設置する。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ・バルコニーでは、物干しの金具の位置の工夫をしたり、不透視性の手すりやスクリーンを採用するなどの配慮を行う。 ・花やつる性植物などを用いて緑化を図る。

9. 外階段

	<p>建物本体と一体的にデザインすることとし、以下の基準に適合したものとす。</p>
基準	<p>避難階段は露出して見えないようルーバーなどで覆うか、建物本体と同一の素材や色彩を用い建物本体に組み込むなど一体的なデザインとなるよう配慮する。</p> <p>意図的に目立たせるデザインとする場合（アクセントとする場合など）は、特に周辺の景観との調和に配慮する。</p>

10. 設備類

	<p>通りからの見え方に配慮した配置やデザインとすることとし、以下の基準に適合したものとす。</p>
基準	<p>スカイラインを乱雑にしないよう、屋上の設備類は、壁面を立ちあげたり屋根の中に収めたりすることで建物と一体化を図る。</p> <p>設備類の一体化が困難な場合は壁面の仕上げやルーバーで目隠しを行う。</p> <p>壁面の配管類は建物内に取り込むことが望ましいが、それが困難な場合は目立たない位置に配置したり、壁面と同系色の塗装を施すなどの工夫を行う。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナ類の共同化などを検討する。 ・引き込み電線は集約し、できるだけ地中化を図る。 ・場所性に応じ、ルーバーや配管などのカラーリングを工夫し、楽しく見せることも考慮する。

11. 屋外照明	
基準	<p>道路とのつながりや周辺住宅への光の影響を考慮することとし、以下の基準に適合したものとす。</p> <p>周辺環境に配慮して照度や光源、設置する高さなどの設定を行う。特に住宅地の主要歩行者動線では、暗がりをつくらないように防犯上必要な照度を全体として確保する。周辺住宅、特に戸建て住宅への光もれに留意する。</p> <p>上記の他、以下の点に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低めのポールや壁面取り付け型フットライトを用いるなど、歩行時の安全性の確保や誘導灯としての役割、落ち着きのある演出などを心がけ、用途に応じた適切な灯具のデザインを検討し、過度な演出とならないよう十分な配慮を行う。

12. RC柱・鉄柱・木柱等の形態意匠	
基準	<p>周辺環境に配慮したデザインを施すこととし、以下の基準に適合したものとす。</p> <p>ポール等の色彩は、次に掲げる色彩かつ周囲の景観に配慮したものとす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内 ダークブラウン10YR2/1又はグレーベージュ10YR6/1 ・市街化調整区域内 ダークブラウン10YR2/1 <p>携帯電話用アンテナについては、機能的な形態の美しさを活かしたデザインとし、周囲への影響を抑えるため、形状はシリンダー形のものを基本とする。</p> <p>ただし、20mを超える電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物に関しては、その高さや強度の関係を鑑み、上記を一般基準とする。</p>

13. 広告・サイン・その他工作物等の形態意匠	
基準	<p>周辺環境に配慮してデザインや修景を施すこととし、以下の基準に適合したものとす。</p> <p>緩衝空間を確保し、外周部の緑化修景に努める。</p> <p>機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。</p> <p>広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。</p> <p>ポール等の色彩は、暗色（ダークブラウン10YR2/1が望ましい。明度と彩度がそれぞれマンセル値3.0以下とする。）に抑え、周囲の景観に配慮したものとす。</p> <p>住宅地のような落ち着いた雰囲気演出が必要とされる場所では、色彩の種類を制限する。（3種類程度）</p> <p>違和感がないよう周辺環境に配慮しながら、住民に愛着をもたれるようなカラーリングの工夫を行う。</p> <p>窓面利用の広告は設置しない。（ショーウィンドウは除く。）</p> <p>動光型、点滅型、液晶型のサインを設置する場合は、特に周辺景観に配慮する。</p> <p>建物と一体となっている工作物は、本体と同じ色調とする。</p>

その他の行為毎の基準（法第8条第3項第2号二関係）

1. 開発行為	
基準	<p>周辺環境に配慮してデザインや修景を施すこととし、以下の点に配慮する。</p> <p>樹木の保全又は代替緑化に努める。</p> <p>擁壁は前面の緑化やのり面との組み合わせなど、緑によって無機的な表情を和らげるとともに、自然石の使用や自然石調等、仕上げの工夫により、緑と調和した表情づくりにつとめる。</p>

重点基準 必ず基準に適合するものとする。

一般基準 基準への適合に努め、やむを得ない場合、その基準に準じて景観に配慮するものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

良好な景観の形成にあたって、地域の景観資源を活かすことはまちづくりにとって重要な要素である。中でも地域のシンボルとして親しまれている建造物や樹木は、愛着の持てる地域の景観づくりに大きな役割を果たすものです。これらの建造物や樹木のうち特に重要なもので、積極的に保全・活用が必要なものについて、景観重要建造物、景観重要樹木として指定することで、保全活用のための支援を行なうものとする。

景観重要建造物の指定方針

景観形成に重要な役割を果たしている価値ある建築物や工作物などは、景観行政団体の長が、所有者等の同意を得て指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものとする。

指定基準

建造物の外観の景観上の特徴が、次の項目のいずれにも該当するもので、かつ道路その他の公の場所から、容易に見ることができるもの。

建造された時代の典型様式を継承し、地域の景観を特色づけているもの。
地域の景観を先導し、ランドマークとしての役割を果たしているもの。
地域に広く愛されており、自らが守っていききたいという強い意志のもと、地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行なわれているもの。

景観重要樹木の指定方針

景観形成に重要な役割を果たしている価値ある樹木は、景観行政団体の長が、所有者等の同意を得て指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものとする。

また、「小山市みどりのまちづくり条例」の「保存樹木等の指定」と連携した運用を検討する。

指定基準

樹木の特徴が、次の項目のいずれにも該当するもので、かつ、道路その他の公の場所から、容易に見ることができるもの。

巨木、古木又鎮守の森や平地林等のうち、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
地域に広く愛されており、自らが守っていききたいという強い意志のもと、地域住民等による維持や管理が積極的かつ継続的に行なわれているもの。



第5章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

景観重要公共施設の指定方針

良好な景観の形成にあたって、公共施設は重要な要素の一つであることに鑑み、中でも特に良好な景観形成上重要な地域の核として、親しまれている道路や公園、河川等の地域の顔となる特定公共施設について、当該公共施設の管理者と協議し、その同意の下に、その整備に関する事項及び占用等の許可の配慮事項を定めることによって、効果的に良好な景観形成を図るものとする。

指定基準

市民にとって、景観上重要として位置づけされている。
地域の景観の核として親しまれている。又は親しまれることが十分予想される。

景観重要公共施設の整備に関する事項についての基本的な方向性

公共施設は、良好な景観形成の先導的な役割を果たすために、魅力的な施設整備を行っていくことが望まれるが、一方で、施設の事業の実施状況や今後の事業化の見通しなどを踏まえる必要がある。

そのため、景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）については、景観形成方針として、長期的な観点も含めた基本的な方向づけ、施設の特性にふさわしく、必要且つ実現可能な具体的事項を合わせて定めることとし、その規定内容についての基本的方向性を以下の通りとする。

1) 既に景観整備事業が実施されている施設

維持補修など通常管理による改変時を想定し、施設デザインの一体性維持、又、将来的なあり方を踏まえた改善点として方針や配慮事項を定め、実際の整備時には、その予算規模や体制に応じ、詳細なデザインを協議によって検討していくこととし、その基本的な方向性を以下の通りとする。

- ・現在の良好なデザインを維持すること、改善が望まれている場合も、既存のデザイン全体との調和を踏まえた改善内容とすることを基本とする。
- ・社会的に求められる機能的なニーズや材質の技術的向上を踏まえ、適時、適切な素材、仕様への変更を検討する。その場合も色彩等、既存のものと調和したものとなるよう検討する。

2) 景観整備事業が予定されている施設

短中期的に見込まれる景観整備事業実施時を想定し、デザインの工夫により、地域のシンボルとしての空間を創出するため、地域特性を踏まえたデザインの方向づけを行い、事業規模・予算に応じた景観整備メニューの検討やデザイン仕様の検討を行う。その基本的な方向性を以下の通りとする。

- ・ 景観特性や場所性に応じたデザインイメージを検討する。特に、景観整備が既に行なわれている施設に継続又は接続する場合、既存のデザインとの調和を図る。
- ・ 植栽を施す際は、そのデザインイメージ及び季節感、維持管理に配慮する。
- ・ 地域の特性に応じて、市民活動の場としての整備を行うよう努める。
- ・ 沿道や周辺においてまち並み誘導が検討されている場合は、一体的な整備を行うよう努める。

3) 整備の予定がない標準仕様の施設

地域住民等が主体となって景観形成を図ろうとする地区におけるシンボルとなる施設等を想定し、景観整備等の大きな変化が見込まれない場合であっても、現況で景観阻害要因となっている要素について、通常の維持補修の範囲内での改善等のための方向づけを行う。その基本的な方向性を以下の通りとする。

- ・ 補修・改修時に、景観阻害要素を徐々に除去又は改善する。
- ・ 改善の際は、デザイン・色彩に統一感や系統性をもたせる。また、デザインの一体性や維持管理面を踏まえ、過剰デザインを避ける。

景観重要公共施設の占用許可等に関する基本的な考え方

占用許可等の対象となる施設のデザインは、公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとする必要がある。

そのため、景観重要公共施設の占用許可等に関する基準（法第8条第2項第5項八）については、想定される占用許可物件について、整備方針と整合のとれたデザインとするための配慮事項を示すものとする。

1) 公共空間整備の一環や民間の占用物件等

配置・意匠形態・素材については、常に公共施設とその周辺の景観全体を考え、単体だけのデザインを行わず、眺望や連続性、まとまりに配慮したものとし、一体として市民に親しまれる空間を形成するものとする。

景観重要公共施設の指定

1) 道路

施設名称：祇園城通り・観晃橋

(県道小山停車場線・県道栃木小山線の国道4号から
観晃橋までの区間・JR 小山駅西口駅前広場)

指定区間：Aゾーン 小山駅から県道栗宮喜沢線まで

Bゾーン 県道栗宮喜沢線から国道4号まで

Cゾーン 国道4号から観晃橋まで

延 長：782m



施設の概要及び指定の目的

小山駅西口周辺地区は、中世の豪族小山氏が祇園城を築城したことから、小山市の都市形成の源となった地区であり、多くの歴史・文化・自然資源を有している。

地区の中央を東西に横断する通りは、市民の公募により「祇園城通り」と愛称が付けられ、市民に愛され親しまれる通りとなっており、小山市都市景観ガイドプランにおいて都市軸（シンボル軸）として位置づけられ、シンボルロードとしての整備が行われている。

整備によって創出された空間の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体としての現在の良好な景観を維持とさらなる向上を図っていくことが望まれる。

このようなことから、祇園城通りを景観重要公共施設として指定し、また、合わせて駅から祇園城通りの街並みや、城山公園、小山御殿広場、思川緑地への眺めを駅西口地区の代表的な風景として大切にし、街路樹の整備や緑化の推進など、小山市の顔にふさわしい眺望景観や通り景観を形成していくこととする。

2) 道路

施設名称：小山宿通り（県道栗宮喜沢線（旧日光街道））

指定区間：県道小山結城線から市道27号線までの区間

延 長：1027m



施設の概要及び指定の目的

県道栗宮喜沢線は、江戸時代の五街道の一つである日光街道として形成され、街道一の宿場町として栄えた歴史を持つ道である。現在も沿道に商業・業務施設が建ち並び中心商業地を形成している。江戸期の町割りを基礎とする駅西地区の街路パターンは、この旧日光街道を軸として形成されており、特徴的な各通りがこれを起点として東西に伸びているため、地区内の景観形成上、祇園城通りに次いで重要な路線である。

県道の整備事業によって、小山市の歴史軸、商業軸として、旧日光街道の面影を残しつつ、併せて歩道設置、電線地中化、植栽等により高質な道路空間として整備し、にぎわいと楽しさある街並みを創出するようデザインされている。また市民の公募により「小山宿通り」と愛称が付けられ、市民に愛され親しまれる通りとなっており、また、道路に面する街並み整備として、地元商店街が中心となり2地区の建築協定が締結されている。

このようなことから、小山宿通りを景観重要公共施設として指定し、整備によって創出された空間の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体としての現在の歴史資源を活かした落ち着いた雰囲気と商業地としてのにぎわいをもつ良好な景観を維持とさらなる向上を図っていくこととする。

3) 道路

施設名称：県道小山結城線
指定区間：国道4号から市道2263号線までの区間
延長：336m



施設の概要及び指定の目的

県道小山結城線は、祇園城址に向かって、小山宿通りから小山評定通りまでの都市計画道路で、今後整備をする中で、昔の旧街道から祇園城へのアクセス軸としての性格をなぞり、歴史のみちすじの主要道線として、歩行者の散策ルートにおいて歩車分離型で歩行者空間を確保し、無電柱化や歴史のみちすじにふさわしい景観形成が求められている。

4) 道路

施設名称：小山評定通り（国道4号）
指定区間：県道小山結城線から市道27号線までの区間
延長：927m

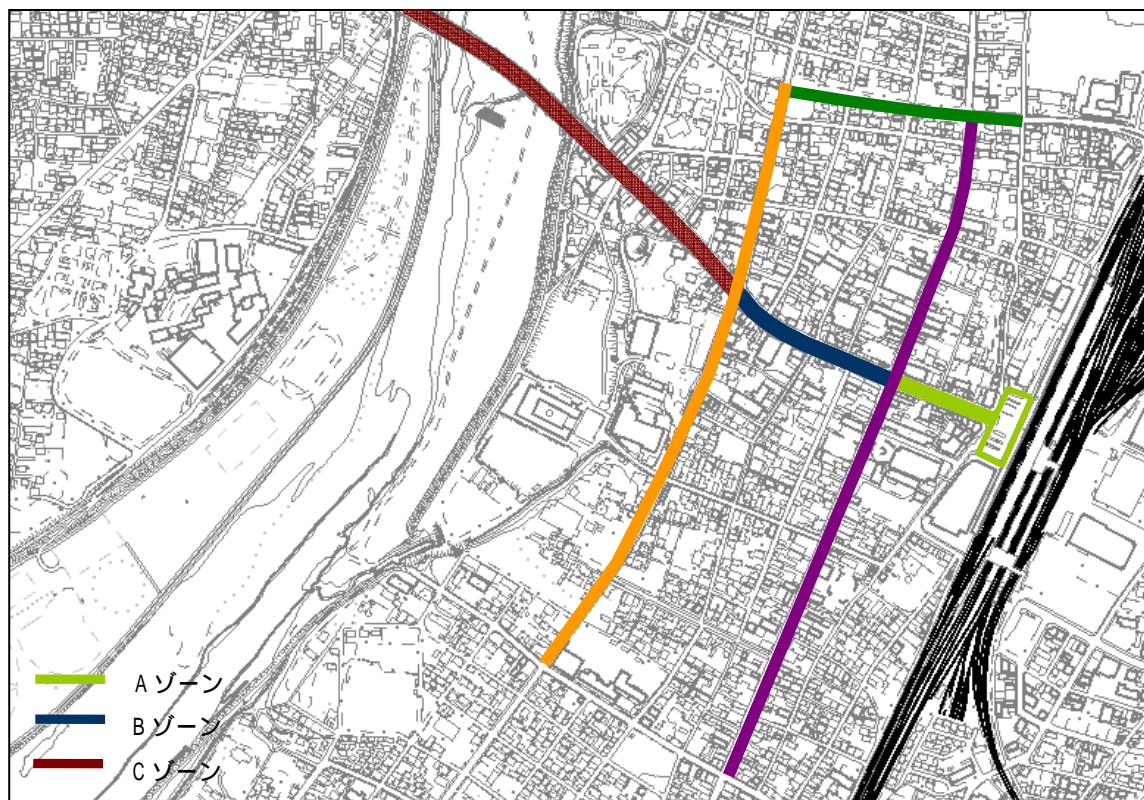


施設の概要及び指定の目的

国道4号は、沿道の産業・生活を支える都市内移動を主目的とした骨格道路であるが、この通りには、慶長5年、関が原の戦いを前にして徳川家康が石田三成らを討つ決定を下した小山評定跡や徳川將軍家の日光参詣の途中の休憩所として造営された小山御殿の中心部もあったところである。また勇壮な大神輿の祇園祭で知られる須賀神社もある。現在は、市役所、文化センターがあり行政、文化の大動脈ともいえる通りである。そのため、円滑な交通処理を実現しつつ、都心地区にふさわしい落ち着いた景観形成が求められている。

指定施設位置図

JR 小山駅西口駅前広場については、道路法の道路でない部分についても準用する。



— Aゾーン
— Bゾーン
— Cゾーン

— 景観重要道路：祇園城通り・観晃橋
— 景観重要道路：県道栗宮喜沢線
— 景観重要道路：国道4号
— 景観重要道路：県道小山結城線

5) 河川

施設名称：思川（島田橋～石の上橋区間）

指定区域：自然環境体験エリア

思川河川公園エリア

アプローチエリア

総合レクリエーションエリア

その他の河川エリア

延 長：約 4.2km



施設の概要及び指定の目的

思川は市民に豊かな恵みを与え続ける母なる川であり、シンボルとして市民に親しまれている。また、中心市街地を流れる川でありながら、遠くまで見渡せる水面や川沿いに連なる河畔林は全国に誇れるものである。ゆったりと広がりのある河川空間内には、区域設定に応じた環境保全や都市的利用がなされている河川敷空間や親水護岸、自然豊かな河道内樹林、桜並木などがあり、変化に富む景観が形成され、また行政・市民の協働により維持管理がなされてきた。

特に島田橋～石ノ上橋の区間は、市の中心部にあたり、特に観晃橋付近は駅から最もアクセスしやすく、小山市の魅力が凝縮されている小山市の“顔”とでもいうべき区間となっている。

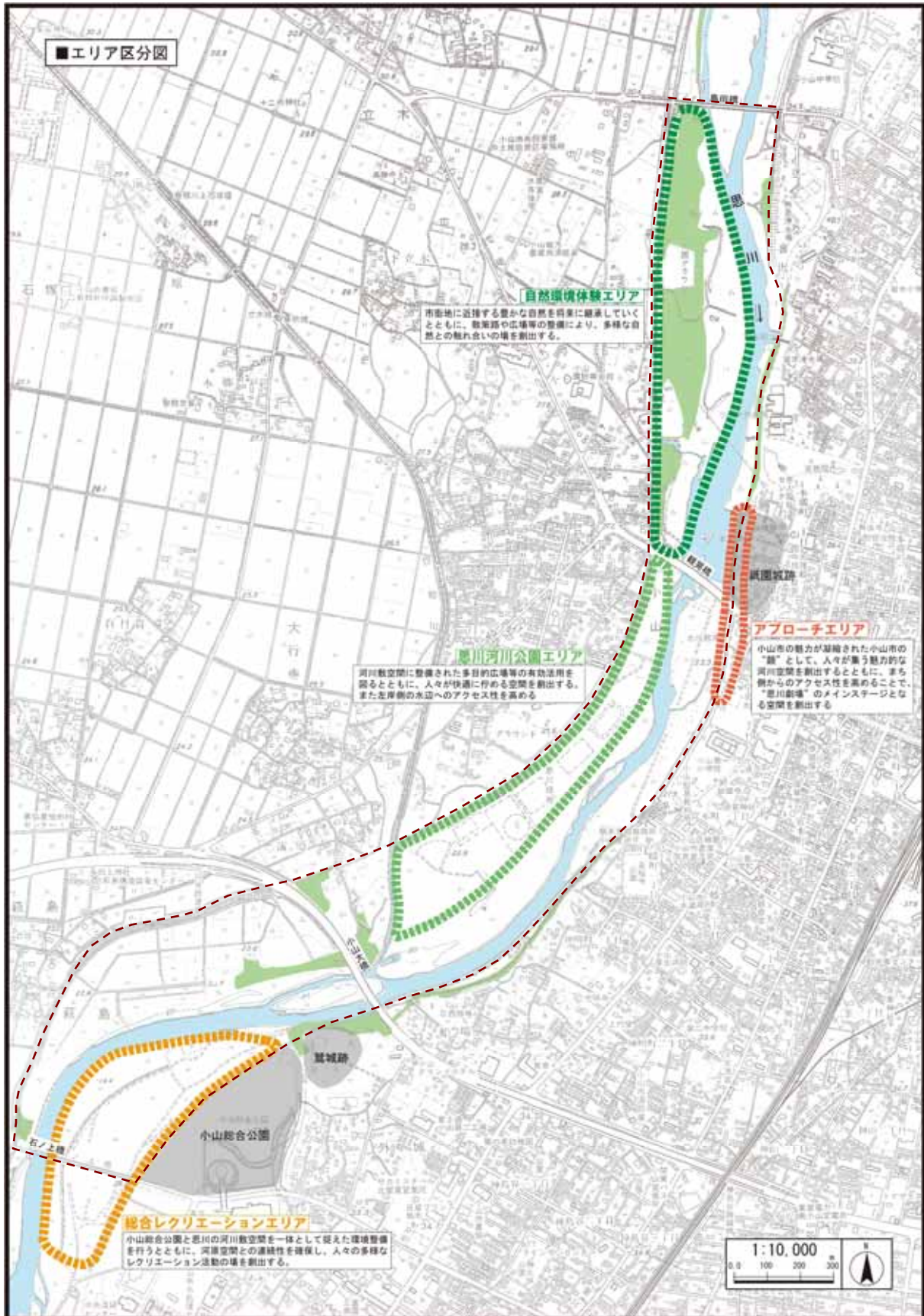
このため、市街地との一体的な環境整備を行うことで、イベントや様々なレクリエーション活動、自然散策等で人々が気軽に訪れ、様々な活動を展開できる河川空間を創出し、環境保全やレクリエーション、教育・文化の拠点としての“舞台”となるような環境整備を行うとともに、河道内や崖線の樹林を市街地に存在する貴重な緑として位置づけ、それらの適切な保全と活用を図ることが必要であると考えられる。

また、まちと河川空間を繋ぐアプローチを適切な箇所に整備するとともに、アプローチ空間を活用して思川の流れを快適に眺めることのできるビューポイント整備を行なうことが必要とされている。

そこで、当区間を自然性の高い島田橋～観晃橋間、様々なイベント等が開催され、都市的で人々との結びつきが強い観晃橋～小山大橋間、田園等が広がり、沿川に小山総合公園が存在する小山大橋～石ノ上橋間と区分し、それぞれの区間特性に合わせた景観整備を行い、小山市の“顔”としてふさわしい、市民に親しまれ、他地域にも誇れるような河川景観を創出し、この魅力的かつ貴重な空間を今後とも、小山市民の共有財産として、一定の秩序化における魅力空間の維持・拡大を図るとともに、施設等の占用にあたり、現在の魅力を大切にデザインとしていくことが望まれる。

このようなことから、思川（島田橋～石ノ上橋の区間）を景観重要公共施設として指定し、市民が思川に愛着をもって接し触れ合うことができるような、魅力ある河川空間の創出を図るものとする。

指定施設位置図



景観重要河川：思川（島田橋～石ノ上橋の区間）

景観重要公共施設の整備及び許可に関する事項

公共施設の整備にあたっては次に掲げる方針に積極的に取り組むとともに景観形成ゾーン別方針に沿ったものとする。また、占用許可等が必要な物件は、占用許可等の配慮事項に配慮したものとする。

道 路

全体景観形成方針及びゾーン別景観形成方針

1) 祇園城通り・観晃橋

(県道小山停車場線・県道栃木小山線の国道4号から観晃橋までの区間・JR 小山駅西口駅前広場)

全体景観形成方針	
<p>小山市のシンボル軸として風格のある景観を形成する。 電線地中化により形成されたすっきりと開放感のある景観を維持・継承する。 小山駅と思川を結ぶ、潤いある緑の軸として、これまでに形成された街路樹の維持管理及び充実を図る。 街角や通りを演出し、快適な歩行者空間に努める。 照明等のポール類は現在それぞれのゾーンで用いられている形態意匠を継承するとし、通りの景観と調和した色彩とする。(但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。)</p>	
ゾーン別景観形成方針	
Aゾーン	<p>クラシックモダンを基調とした現在のデザインイメージを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。 舗装は、小山市の表玄関に相応しい現状の素材感や色彩、パターンの継承に配慮する。 JR 小山駅西口駅前広場は、小山市の玄関口として、また歴史的資源や自然資源である思川へ導く入口としてふさわしい空間の形成を図る。</p>
Bゾーン	<p>クラシックモダンを基調とした現在のデザインイメージを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。 舗装は、ゆとりと風格のある現状の素材感や色彩、パターンの継承に配慮する。 地域管理によるプランター設置や、機をとらえた植栽の充実を図り、潤いある街路空間の形成を図る。</p>
Cゾーン	<p>和風モダンを基調とした現在のデザインイメージを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。 舗装は、思川の流れをイメージした躍動感のある現状のデザインの素材感や色彩、パターンの継承に配慮する。 観晃橋区間は、思川や日光連山への眺望の視点場としてふさわしい空間の形成を図る。</p>

2) 小山宿通り(県道栗宮喜沢線(旧日光街道))

(県道小山結城線から市道27号線までの区間)

全体景観形成方針
小山駅西地区の歴史軸として落ち着きと風格のある景観を形成する。 電線地中化により形成されたすっきりと開放感のある景観を維持・継承する。 景観整備デザインは、現在のイメージデザインを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。 地区内歩行者ネットワークを構成する通りとして、快適な歩行者空間の演出に努める。 舗装は、整備を行った区間の部分的な改修時については、現状維持を基本とし、同一の素材確保が困難な場合も、濃淡のグレー系の色彩、波形パターンの継承に配慮する。
交差点部景観形成方針
信号機等ポール類の整序 すっきりとした街角景観を演出するため、信号機、道路照明の整序に努める。 沿道建物等の誘導 沿道建物の隅部のデザインの特徴づけや、敷地内の緑などによる特徴づけを誘導する。

3) 県道小山結城線

(国道4号から市道2263号線までの区間)

全体景観形成方針
小山宿通りと接続し、祇園城址に至る、小山駅西地区の歴史軸として、落ち着いた景観を形成する。 電線地中化により形成されたすっきりと開放感のある景観を維持・継承する。 景観整備デザインは、現在のイメージデザインを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。 地区内歩行者ネットワークを構成する通りとして、快適な歩行者空間の演出に努める。 舗装は、小山宿通りとの連続感の感じられるデザインとする。但し、色彩や素材についてはやや暖かみのあるものなど若干変化をつけることも考えられる。 歩道照明を設置する場合は、小山宿通りの今後の整備部分と素材、デザインの調和に努める。
交差点部景観形成方針
信号機等ポール類の整序 すっきりとした街角景観を演出するため、信号機、道路照明の整序に努める。

4) 小山評定通り(国道4号)

(県道小山結城線から市道27号線までの区間)

全体景観形成方針	
<p>小山駅西地区を通る広域道路軸であるとともに、市役所や文化センターへのアプローチ軸として、親しみやすく風格のある景観を形成する。</p> <p>都心部からやや離れた位置にある通りとして、ややシンプルな仕様を想定するが、特に祇園城通りから、文化センターまでの区間については地区内歩行者ネットワークの骨格として、沿道空間とともに快適な歩行者空間の形成を図っていく。(市役所前等)</p> <p>歩道にゆとりがなく、歩行者にうるおいを与える要素を導入することがやや困難であることから、道路、沿道空間で、緑化や自然素材の活用、落ち着いた色彩の使用などきめ細やかに快適な空間づくりに配慮する。</p> <p>歩道橋や照明柱、防護柵等、路上施設の修景(色彩等)を検討する。</p>	
ゾーン別景観形成方針	
祇園城通り以南	<p>市役所、文化センター、須賀神社といった文化・歴史の薫り高いエリアとして、クラシックで風格のあるデザインイメージとする。</p> <p>また、文化センターのレンガイメージや、景観整備を行っている部分のレンガ色のインターロッキング等による既存のデザインを活かしていく。</p> <p>祇園城通りから文化センターまでの歩行者空間は、多くの人々がこれらの施設を利用するためのアプローチ空間として、歩道橋の架け替えを契機とした歩行者空間の確保(拡大)を図っていく。</p>
祇園城通り以北	<p>デザインイメージ</p> <p>舗装に用いられているレンガ色のインターロッキングのイメージを基調とする。</p> <p>都心部からやや離れた位置にある通りとして、ややシンプルな仕様を想定する。</p> <p>舗装は、現在のレンガ色のインターロッキングブロック舗装のイメージを継承する。但し、当初採用された素材はやや鮮やかな色調であり、今後の整備にあたっては彩度を低めのものに調整していく。</p>
交差点部等景観形成方針	
<p>歩道橋の塗装の改修をする場合は、通り周辺の景観とより調和のとれた色彩へと調整していく。</p> <p>須賀神社前歩道橋は、撤去が予定されており、撤去後の横断歩道設置にあたっては、参道と神社をつなぐ空間として、交差点部の修景を検討する。</p> <p>歩道橋の架け替えをする場合は、デザインをより親しみやすいものとし、又周辺も含めた歩行者空間整備を図る。</p>	

**施設の整備時や占用許可等(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可)
のデザイン配慮事項及び配慮例**

工作物等の設置にあたっては、必要最小数に抑え、現在の道路デザインと調和のとれたものとし、配置は、主要な場所からの眺望や景観のシークエンス(連続性)等に配慮する。
具体的には、個別案件毎に協議を行いながら、その他の占用許可基準との調整も図りつつ、よりふさわしい内容としていく。

歩道の舗装

舗装パターンは、素材や色彩、デザインの工夫によって、空間の連続性やリズム感の表現を工夫することも考えられるが、道路景観の「地」となる要素として、必要以上に過度な装飾や突出した色彩とならないよう努め、通りの景観(道路内施設やまち並み)と調和した色彩とするよう努める。

【通りの景観と調和した舗装デザインの考え方及び色彩例】

1) 祇園城通り

A・B・Cそれぞれのゾーンについて、現状と同一の素材を踏襲していくこととするが、困難な場合、インターロッキングブロック等の舗装により、グレイッシュな淡い濃淡による色彩、デザインの継承に配慮する。

2) 小山宿通り

現状と同一の素材を踏襲していくこととするが、困難な場合、インターロッキングブロック等の舗装により、グレイッシュな淡い濃淡による色彩、波形舗装パターンの継承に配慮する。

3) 県道小山結城線

小山宿通りと歩行者空間としての連続性を重視し、小山宿通りと同様のインターロッキングブロック等の舗装により、グレイッシュな淡い濃淡による色彩やデザインに配慮する。但し、色彩や素材については、やや暖かみのあるものなど若干の変化をつけることも考えられる。

4) 小山評定通り

祇園城通り以南

地区内歩行者ネットワークを構成する通りとして、祇園城通り以北の整備を継承し、インターロッキングブロック舗装(レンガ色)とする。但し、同系色で低彩度なものとしていく。

また、整備は市役所や文化センター敷地境界部との一体的に行い、歩行者空間の拡大を図っていくものとする。その際は、やや広い面にレンガ色の舗装が施されることを考慮し、シンプルなアクセントとなるパターンを採り入れることが考えられる。

祇園城通り以北

現在のインターロッキングブロック舗装(レンガ色・パターンなし)を継承する。改修時にあたっては、同系色で低彩度なものとしていく。また、地下埋設物の蓋についてもインターロッキングブロック化粧張又は、デザイン性のあるものとするのが望ましい。



やや淡い、低彩度のレンガ色インターロッキングブロックのイメージ



現況と調和しやすい落ち着いた風合いで、比較的安価なコンクリート平板

電線類地中化に伴って設置された地上機器（トランス等）

通りの景観（道路内施設やまち並み）と調和した色彩とするとともに、植栽等により修景するか、又は道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

1) 祇園城通り・小山宿通り

現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・照明柱はダークグレー（N系）であり、舗装も濃淡のグレイッシュカラー（N系又は5Y系）であることから、グレー系は調和しやすい
- ・機器の形状が面的であることを考えると、例えば照明柱と同様のダークグレーではやや重い印象となりすぎることから、やや明るめの色とすることが望ましい。
- ・また、建築物等の通り景観要素はR（赤系）、YR（黄赤系）、Y系（黄）など暖かみを含む低彩度の色が多く使用されており、これらとの調和を図る上でもやや暖かみをもたせたYR系または5Y系の色相とすることが考えられる。

色彩例

- ・5Y7/0.5又は5Y7.5/0.5



5Y7/0.5



5Y7.5/0.5

ここに表示している色見本は印刷による色再現であり、実際の色と異なる場合があるため、これを参照とし、実際の色を色票で確認することとする。

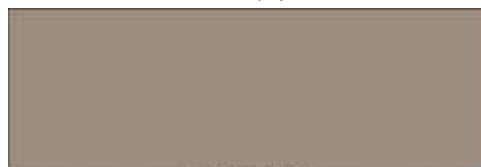
2) 県道小山結城線・小山評定通り

現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・県道小山結城線の照明柱はグレーベージュ（10YR7/1程度）であることから、これに合わせたやや暖かみのある色彩とする。
- ・国道4号の舗装等のイメージ（レンガ色：R（赤）系）と調和したものとし、やや暖かみのあるグレーベージュの色彩としていくことが望ましい。

色彩例

- ・10YR7/1又は10YR7.5/1



10YR7/1



10YR7.5/1

ここに表示している色見本は印刷による色再現であり、実際の色と異なる場合があるため、これを参照とし、実際の色を色票で確認することとする。



照明柱や通りの雰囲気と調和したトランスの色彩イメージ

照明、信号機その他のポール類

道路の仕上げや沿道の建築物等と調和し、美しい経年変化に配慮したものとす
る。(但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。)

1) 祇園城通り・小山宿通り

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

歩道照明

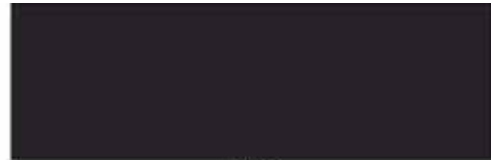
- ・既設の照明柱はダークグレー（N系）であり、舗装も濃淡のグレイッシュカラー（N系又は5Y系）であり、塗り替え等に際しても既存の照明柱に合わせたダークグレー系とすることが望ましい。
- ・新規整備に際しては、既に整備が行なわれている施設に隣接又は連たんする場合、既存のデザインと連続感の感じられるデザインとするように努める。連続した通りでは、既存のデザインを継承することが望ましいが、困難な場合は、デザイン、色彩等現状のものと調和したものとする。

色彩例

- ・N2～N3または5Y3/0.5～5Y2/0.5



N2



N3



5Y2/0.5



5Y3/0.5

ここに表示している色見本は印刷による色再現であり、実際の色と異なる場合があるため、これを参照とし、実際の色を色票で確認することとする。

2) 県道小山結城線・小山評定通り

車道照明

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・県道小山結城線は、今後整備が行われ、グレーベージュの色彩が採用されており、今後ともこれを踏襲していく。
- ・小山評定通りは、今後整備の機会を捉えて舗装等のイメージ（レンガ色：R（赤）系）と調和した色彩としていくことが望ましい。

歩道照明

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・設置する際は、既に整備が行なわれている施設と連続感の感じられる色彩とし、車道照明と同系色（10YR）で、明度を暗色とすることが望ましい。

<p>防護柵</p>	<p>1) 小山評定通り 防護柵についても、他の要素と同様に、ややあたたかみのあるグレーベージュの色彩としていくことが望ましい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">信号柱と同系色とした防護柵</p>
<p>歩道橋</p>	<p>1) 小山評定通り 塗り替え時には、詳細な色彩の検討を行い、周辺景観とより調和した、落ちついたものとしていく。 架け替えを予定する場合は、市役所、文化センター、須賀神社といった文化・歴史の薫り高いエリアにふさわしい、また祇園城通りから、文化センターまでの区間については地区内歩行者ネットワークの骨格として、沿道空間とともに快適な歩行者空間の形成を図れるようなデザインを検討する。 歩道橋デザインの参考例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>側面を緑化したうらおいのあるデザイン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上屋を軽快にデザインしたシンボリックなデザイン</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>スロープに木質系舗装を使用している、親しみやすいデザイン</p> </div>
<p>サインの設置</p>	<p>周辺のまち並みと調和したものとし、駅西地区の区域内で系統だったデザインとする。 【通りの景観と調和したサインの考え方及びデザイン例】 今後のサイン設置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいうサインとは、地区のまちづくりの一環として設置される案内サインや誘導サインや、歴史的施設の案内板等を想定している。 ・現況では、該当する種類のサインは設置されていないが、将来的な設置時には、関係主体が異なる場合なども想定し、少なくとも通りで一環性のあるデザインとすることが望ましい。

参考：景観重要公共施設についての規定内容（景観法第8条第2項第5号八）
 に対応した、道路法（昭和27年法律第180号）に位置づけられている
 占用許可物件

道路占用 の許可	第32条 第1項	<p>占用許可が必要な工作物、物件、施設 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔 その他 これらに類する工作物 水管、下水道管、ガス管 その他これらに類する物件 鉄道、軌道 その他これらに類する物件 歩廊、雪よけ その他これらに類する物件 地下街、地下室、通路、浄化槽 その他これらに類する物件 露店、商品置場 その他これらに類する物件 その他（道路法施行令第7条に規定する工作物等） ・看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ ・工事用板囲、足場、詰所 その他の工事用施設 その他土石、竹木、瓦 その他の工事用材料 等</p>
	第3項	<p>道路占用者は、許可事項を変更しようとする場合はあらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p>
補足事 項		<p>法第2条において「道路」及び「道路の付属物」について定義しており、これらに該当するものは、道路そのものなので占用物件に該当せず、占用許可は不要となる。 道路の付属物...道路上のさく又は駒止、道路上の並木又は街灯で道路管理者が設けるもの、道路標識、道路情報管理施設等 その他</p>



・河川

1) 思川（島田橋から石の上橋までの区間）

全体景観形成方針及び区域別景観形成方針

全体景観形成方針	
<p>小山市の“顔”となる重要な区間として、その自然的景観と、市民に親しみや憩い、やすらぎを与える空間の維持と他地域にも誇れるような充実を図る。</p> <p>河道内や崖線の樹林の適切な保全と活用を図る。</p> <p>河川を縁どる桜並木を維持し、特に思川桜の並木道の維持・延長を図る。</p> <p>防護柵を設置する場合は、開放感や、御殿広場の森、周辺の山などへの眺望に配慮し、特に透過性のある素材とする。また色彩は自然景観になじみやすい低彩度のものとする。</p> <p>橋梁は、自体が景観の創出となりえるため、背景となる自然やまちなみとの関係に十分な配慮を図りつつ、空間として一体的な美しさを演出するよう努める。</p> <p>まちと河川を繋ぐアプローチを適切な箇所に整備するとともに、アプローチ空間を活用して、思川の流れを快適に眺めることのできるビューポイント整備を行う。</p>	
区域別景観形成方針	
自然環境体験エリア	<p>市街地に近隣する豊かな自然を将来に継承していくとともに、散策路や広場等の整備により、多様な自然との触れ合いの場を創出する。</p> <p>自然環境を適切に保全・管理していく。</p> <p>工作物を設置する際は、特に自然環境との調和に配慮し、自然系素材の活用に努め、又は自然環境になじみやすい低彩度色とする。</p>
アプローチエリア	<p>小山市の魅力が凝縮された小山市の“顔”として、人々が集う魅力的な河川空間を創出するとともに、まち側からのアクセス性を高めることで、“思川劇場”のメインステージとなる空間を創出する。</p> <p>日常時には思川散策の休憩スペース、イベント時にはステージとして活用可能な護岸デザインとする。</p> <p>水面や水辺の緑など、自然味豊かな河川沿いの景観を楽しめる空間とし、これらの自然景観との調和を図り、自然系素材の活用や、自然になじむ素材や仕上げ、色彩の使用に努める。</p>
思川河川公園エリア	<p>河川敷空間に整備された多目的広場等の有効活用を図るとともに、人々が快適に佇める空間を創出する。</p> <p>水面や水辺の緑など、自然味豊かな河川沿いの景観を楽しめる空間とし、これらの自然景観との調和を図り、自然系素材の活用や、自然になじむ素材や仕上げ、色彩の使用に努める。</p> <p>適切な緑化とその維持管理に努める。</p>
総合レクリエーションエリア	<p>小山総合公園と思川の河川敷空間を一体として捉えた環境整備を行なうとともに、河原空間との連続性を確保し、人々の多様なレクリエーション活動の場を創出する。</p> <p>適切な緑化とその維持管理に努める。</p>
その他の河川エリア	<p>水面や水辺の緑など、自然味豊かな河川沿いの景観を楽しめる空間とし、これらの自然景観との調和を図り、自然系素材の活用や、自然になじむ素材や仕上げ、色彩の使用に努める。</p> <p>適切な緑化とその維持管理に努める。</p>

施設の占用許可等（河川法第 24 条、第 25 条、第 26 条第 1 項、又は第 27 条第 1 項の規定による許可）のデザイン配慮事項及び配慮例

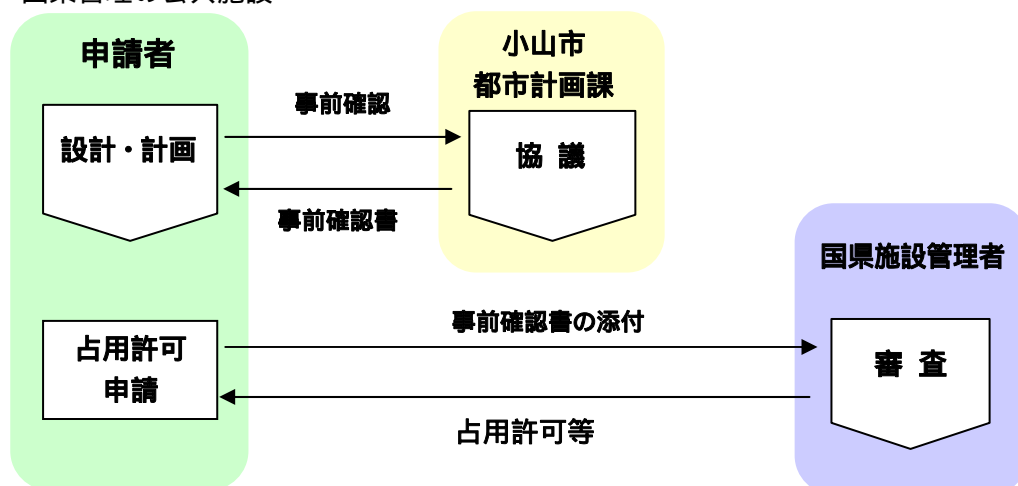
	<p>土地の占用や工作物等の設置にあたっては、周辺の自然景観と調和し、水辺への親しみやすさの伸長に資するポール類や防護柵等の色彩は低彩度色（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）とする。</p> <p>具体的には、個別案件毎に協議を行いながら、その他の占用許可等基準との調整も図りつつ、よりふさわしい内容としていく。</p>
<p>照明柱、防護柵、その他の工作物のデザイン</p>	<p>水辺の自然的景観と調和し、美しい経年変化に配慮したものとす。（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）</p> <p>【自然的景観と調和した工作物の考え方及びデザイン例】 自然景観と調和しやすい工作物デザインの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポール類や防護柵等の色彩は自然景観になじみやすい木質系素材や自然石素材又はこれらと低彩度色（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）とする。 ・防護柵等の柵類は、眺望景観や空間の広がり意識した、透過性のある構造とする。 <p>色彩例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポール類、防護柵 マンセル値 10 Y R 2 / 1 ・四阿、その他の休憩施設 茶系（R、Y R、Y 系の色相で低彩度）で、彩度 1 以下とし、明度は極端なもの（9 以上又は 2 を下回るもの）を避ける。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>自然になじみやすい色彩で構成された舗装や防護柵などの例</p> </div>
<p>橋梁のデザイン</p>	<p>背景となる思川の自然景観に配慮しつつ、主な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するよう努める。</p> <p>必要に応じて、橋梁からの日光連山、祇園城、御殿広場の緑地等への眺め眺望にも配慮し、新たな視点場の創出に配慮したデザインとする。</p> <p>【自然景観と調和しやすい工作物デザインの考え方及びデザイン例】 眺めの要素としてのデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の水辺の自然的な景観や開放感を意識した、シンプルで、落ち着いたデザインとする。（前項参照） ・特に橋梁に附属する照明柱、標識柱、防護柵等においても、自然環境との調和に配慮する。 ・色彩は統一感のある系統だった構成とし、低彩度のものとする。（R、Y R の場合彩度 6 以下、Y 系の場合彩度 4 以下、その他の色相の場合彩度 2 以下 = 市の建築物等の色彩基準に準拠） <p>眺めを楽しむ場としてのデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道を設置する場合は可能な限り豊かな空間とし、アルコーブの設置等、眺めを楽しむ場の確保に努める。

参考：景観重要公共施設についての規定内容（景観法第8条第2項第5号八）
 に対応した、河川法（昭和39年法律第167号）に位置づけられてい
 る占用許可等物件

土地の占用の許可	第24条	公園、広場、運動場、田、畑等の設置
土石等の採取の許可	第25条	砂、砂利、玉石、竹木、アシ等の採取
工作物の新築等の許可	第26条 第1項	・対象行為...新築、改築、除去 ・工作物...擁壁、転落防止柵、堰、水門、堤防、橋梁、電柱、水道管、ガス管、船舶係留施設
土地の掘削等の許可	第27条 第1項	・土地の掘削、切り土、盛り土等の土地の形状変更 ・竹木の植栽、伐採
補足事項		法第3条において、「河川」には「河川管理施設」を含むとある。これらに該当するものは、河川そのものなので、占用物件には該当せず、占用許可は不要となる。 河川管理施設...ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯他

景観重要公共施設における占用許可の手続きのフロー（イメージ）

○ 国県管理の公共施設



参考：マンセル値について

景観計画では、事業主体や設計者、施工者など多くの人が色彩をより正確に共有できるように日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」を使って、色彩の基準を表している。

マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、色彩を定量化することができる。

【色相・明度・彩度】

色相：色相は赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相があり、無彩色はNで表している。

明度：色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10として表している。

彩度：色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなるが、色相によって、彩度の上限は異なる。



第6章 良好な景観の形成のための必要な事項

屋外広告物の表示及び

屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

1. 基本的事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に際しては、市全域としては栃木県屋外広告物条例（昭和39年条例第64号）の許可基準に従うとともに、第2章に定める「良好な景観の形成に関する方針」及び第3章に定める「行為の制限に関する事項」との調和が保たれるものでなければならない。

また、重点的に景観形成を図ることが必要な区域については、今後重点地区としての指定と併せ、地域の特性を踏まえた表示及び掲出の設置に関する行為の制限を定めていくものとする。

一方、景観法には屋外広告物に関する手続きや規制手法に関する規定が用意されていないが、景観計画における行為の制限に関する事項の届出対象行為に位置づけられている工作物として、当面は当該形態又は色彩その他の意匠に関する基準に沿った誘導を行うこととし、今後本市独自の屋外広告物条例の制定についても検討していくこととする。

2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する景観誘導方針

屋外広告物の表示・掲出においては、優れた自然・田園風景や住環境の保全、あるいは商業地の賑わいの演出といったように、周辺環境に調和した真に求められる良質な広告景観の誘導を図っていく。

広告物の基本方針

建築物と調和し、建築デザインをひきたてるデザインとする。
建築物等と同様にまち並み景観を構成する要素として、周辺景観に寄与する質の高いデザインとする。

大規模広告物の形態意匠に係る事項

周辺環境に配慮してデザインや修景を施すこととし、以下の基準に適合したものとする。
緩衝空間を確保し、外周部を緑化修景することに努める。
機能的な形態の美しさを活かしたデザインとする。
広告・サインの設置は必要最低限とし、街並みに調和させる。
ポール等の色彩は、暗色（ダークブラウン10YR2/1が望ましい。明度と彩度がそれぞれマンセル値3.0以下とする。）に抑え、周囲の景観に配慮したものとする。
住宅地のような落ち着いた雰囲気演出が必要とされる場所では、色彩の種類を制限する。（3種類程度）
違和感がないよう周辺環境に配慮しながら、住民に愛着をもたれるようなカラーリングの工夫を行う。
窓面利用の広告は設置しない。（ショーウィンドウは除く。）
動光型、点滅型、液晶型のサインを設置する場合は、特に周辺景観に配慮する。
建物と一体となっている工作物は、本体と同じ色調とする。

市民と事業者、行政の協働による景観形成の推進

(1) 市民意識の高揚

景観形成で最も重要な役割を果たすのは市民です。景観形成に寄与した建築物等や街並み、市民団体などの活動に対し、表彰など景観啓発の機会を増やすことで、広く市民にPRし、より良好な景観を意識づけることが期待できます。

また、景観学習の機会を増やし、景観づくりの見識を育てることは効果的であり、市民自らの発想による景観形成行為へ結びつくまで続けていくことが必要です。

(2) 市民・事業者・行政による景観づくりと市民意識の育成

景観計画重点地区の景観計画を策定する段階においては、地域の特性を持たせた計画となるよう、地域の住民の意見を反映していくための地元懇談会や説明会等を開催することが必要ですが、市民参加型や市民啓発型の懇談会等による検討よりも、市民中心型である地元の自主的・積極的な景観活動を行なう市民団体等が主体となつてのルールづくりと策定後の地元の各種景観形成に関する活動が望まれます。

市はこのような地域の景観形成を推進することを目的として結成した団体を「景観形成市民団体」に認定し、技術的・資金的援助などにより市民の主体的な活動を支援し、また市民が積極的に参加し、活動することの推進を図ります。

また、市民団体が地域で活動するNPO法人や公益法人で、意向がある場合は、景観法に基づく「景観整備機構」の指定も考えられます。

景観計画重点地区のような地区全体での基準以外でも市民の身近な一団の土地において、地域住民の自主的なルールを「市民景観協定」として認定し、身近な景観づくりの取り組みを促進させることをねらいとしています。より多くの市民の方に積極的に参加していただくため、全員合意が前提となる景観法に基づく協定とは別に、独自の協定として位置づけ、生け垣協定や看板・建物の色彩協定、花づくり協定など、自由な発想でルールを定めていきます。

また、地元が全員合意し意向があった場合は、景観法に規定する「景観協定」を活用していきます。

(3) 管理運営における市民参加

地域で景観づくりに熱心に取り組む様々な知見を有する法人や、市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図るには、地域や施設に愛着を持った、市民の自主管理運営が有効であり、併せて行政のバックアップが必要です。

このように、民間活力を活用した景観形成の担い手を「景観整備機構」として位置づけ、景観重要建造物や樹木などを管理することにより、地域の景観形成により積極的な役割を果たすことができます。

(4) 地区計画等の活用

良好な景観形成を図っていくためには、景観計画の他に都市計画法に基づく地区計画制度や地域地区（景観地区、高度地区等）など景観形成に関わる既存の制度を活用することも有効です。

景観計画に基づく行為の制限に関する事項は、建築条例とセットの地区計画に比べて、建築確認等の規制措置はとれないため、景観形成基準を効果的に運用していくためには、同時に地区計画を活用していくことが有効です。また景観計画重点地区内では、都市計画と連動する必要性の高い用途や高さ、セットバックなど、地区計画で定められる内容は地区計画で、それ以外の形態又は色彩その他の意匠などのきめ細やかなルールは景観計画で定めるといった使い分けが考えられます。

行政が主体となった景観形成の推進

(1) 先導的役割の発揮

公共建築物等のデザイン向上

かつての機能優先、量的充実に重点が置かれつつあった公共建築物等の整備は、今後、アメニティや空間の質の豊かさ確保することや、高齢者や障がい者などを含めたあらゆる人々が利用しやすいように施設のバリアフリー化が求められているなど、「量」から「質」の確保とともに、新たな視点からの機能強化を同時に図っていくことが必要です。

公共建築物は市民の資産でもあり、長期的に良質なストックとして捉え、市民が利用しやすくかつ親しまれ、誇りと思えるような優れた施設内容と高質なデザインを実施していくことが必要です。

その他公共施設の景観向上

道路、公園、河川などの公共施設は基盤施設といわれるように都市の骨格であり、故にその空間的質が周辺の建物などのまち並み形成に大きな影響を与えると考えられます。そのため、公共施設の整備においてのみで完結することなく、周りの建物や風景等のバランスも考慮した、先導的役割を果たすべく、優れた公共施設の整備と良好な景観形成の向上を図っていきます。

特に、市の主要な道路整備にあたっては、街並みに調和した舗装の色彩デザインを採用するとともに、街路樹や植栽帯の適切な維持管理に努めます。公園の整備にあたっては、施設の修景など周辺との調和を図り、樹木の維持管理に十分に努めます。

また、現在市の公共工事全般において「景観形成への配慮のための公共工事における事前調整」を行っており、これに基づきより良好な景観づくりに配慮した公共事業の実施に努めます。

さらに、市民が参画しながら優れた公共空間を整備することで景観形成の手本となり、市民の自発性を駆り立てる契機となる可能性が高く、これまで以上に様々な創意工夫をこらし、地域の特性を活かした景観形成が期待できます。また、歩行者系道路の整備など、都市整備上重要な拠点やルート以外でも日常生活に密着した公共施設については、市民に親しまれるような公共施設として景観向上を図っていくことも必要であると考えます。

推進体制の強化

(1) 庁内推進体制の強化

庁内では小山市都市景観研究会を組織し、関係各課の協力の下に勉強会の開催や人材の発掘・育成など、庁内職員の意識の啓発を行ってきました。

今後、景観条例と景観計画の運用により、さらに増加する庁内横断的な景観形成事務への対応や相談業務の増加にともなう、より専門的な知識に対応するために景観担当としてデザインセンスや熱意を備えた人材の育成が必要であり、これにより、様々な景観事業や景観形成団体への資金援助や人材援助、その他景観計画における通知や重点地区の事前協議、通知など事業担当との調整機能などがよりいっそう強化されることとなります。

また、景観形成がハードだけでなくソフト面も重視される一方、福祉、教育、芸術、文化、市民生活など幅広い分野での連携が求められつつあることから、各委員会や都市景観研究会を活かしながら、今後とも意識の啓発を継続し、かつ調整機能が果たせるよう強化していくことが必要です。

さらに、専門的知識を有する検討事項の発生時などは、必要に応じて専門家を加えたり、景観アドバイザーを制度化するなどの景観の体制づくりも必要であると考えます。

(2) 関係機関との連携

良好な景観を保全形成するために、国・県や他市町村、警察、その他公益企業や関係者が集まり、「景観協議会」を設立し、様々な立場の関係者と利害の異なる課題について、必要な協議と調整を図りながら、必要に応じて協力を要請するなど連携を強化し課題解決を図っていきます。

(3) 助成制度の活用

「景観形成市民団体」の活動への財政的・技術的助成、「市民景観協定」等の締結に向けた活動への財政的・技術的助成、「景観重要建造物・樹木」の保全に関する維持・管理に対する財政的・技術的助成など、現行条例で既に整備されていた財政及び技術的助成の仕組みを継承し、よりよい景観形成の推進を図っていきます。

(4) 啓発活動の展開

新しい施策の展開や新規制度・事業の適用にあたっては、市民意向の反映や世論の喚起が重要な柱となることから、広報誌やパンフレット、ホームページなどの有効なPR手法を活用して、必要な情報の提供と市民意向の反映システムを確立し、それによって市民の景観に対する意識を高めていくことが重要です。